

広島県福祉のまちづくり条例

平成7年3月15日制定

条例前文

すべての人々が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな福祉社会の実現は、私たち一人ひとりが自分自身の問題として受けとめるべき共通の課題であり、また、願いでもある。

こうした社会を実現するためには、障害者、高齢者、病弱者、妊産婦あるいは乳幼児を連れた人などの行動を阻むさまざまな障壁を取り除き、すべての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような環境を整備していくことが必要である。

ここに私たちは、お互いの立場を尊重しあいながら、ともに暮らし、生きがいをもって生活することができる住みよい福祉のまちづくりに率先して取り組むことを決意し、この条例を制定する。

はじめに

広島県では、平成 7 年 3 月 15 日に「広島県福祉のまちづくり条例」(平成 7 年広島県条例第 4 号)を制定しました。

この条例は、

- 1 すべての県民が、福祉のまちづくりに積極的に取り組む意識を高めること。
- 2 すべての県民が、自らの意思で自由に行動し、社会参加できるよう環境の整備を推進すること。
- 3 すべての県民が、お互いの立場を尊重しあいながら、ともに暮らし、生きがいをもって生活することができる住みよい福祉のまちづくりを推進すること。

を基本方針としています。

この福祉のまちづくりを実現していくためには、すべての県民の皆様に積極的に取り組んでいただくとともに、不特定多数の人が利用する施設を、すべての人が安全かつ円滑に利用できるように整備することが必要です。

この整備マニュアルは、不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園及び駐車場といった施設の事業者及び設計者をはじめ、県民の皆様に「広島県福祉のまちづくり条例」をより深く理解していただくため、条例における「整備基準」(基本的な整備基準)及び円滑に利用できる「誘導基準」(望ましい基準)を解説したものです。

事業者及び設計者をはじめ、県民の皆様がこの整備マニュアルを有効にご活用していただき、生きがいをもって生活することができる住みよい福祉のまちづくりの実現に向けて、より一層のご協力をお願いいたします。

平成 7 年 10 月

平成 22 年 2 月一部改訂

令和 7 年 6 月一部改訂

広島県福祉のまちづくり条例の概要

1 基本的な考え方

啓発活動や教育活動を推進することにより、福祉のまちづくりに積極的に取り組む県民意識の高揚を図るとともに、建築物の整備については、事前協議制を導入し、整備の実行性を高めることとしています。

2 前文

真に豊かな福祉社会の実現のため、すべての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できる福祉のまちづくりに取り組みます。

3 目的（第1条）

福祉のまちづくりに関し、県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、豊かな福祉社会を築く。

4 責務（第3条～第6条）

(1) 県の責務

- ・ 全県的な福祉のまちづくりを推進するための基本的・総合的な施策の実施
- ・ 市町が実施する施策に対する援助及び総合調査
- ・ 県が設置、管理する施設の整備

(2) 市町の責務

- ・ 区域内の福祉のまちづくりに関する施策の実施
- ・ 県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力

(3) 県民の責務

- ・ 福祉のまちづくりに関して理解を深め、県及び市町が実施する施策に協力

(4) 事業者の責務

- ・ 所有・管理する施設の整備
- ・ 県及び市町が実施する施策に協力

5 基本方針（第7条～第10条）

誰もが一人の人間として尊重され、等しく経済活動や社会活動に参加し、自己実現を図ることができる社会の実現に向けて、あらゆる分野での施策を実施することとしています。

- (1) 施策の基本方針
 - ・ 県民意識の高揚
 - ・ 建築物等の施設整備
- (2) 情報の提供
- (3) 推進体制の整備
- (4) 財政上の措置

6 適用施設等の整備（第11条～第22条）

事業者は、整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

- (1) 適用施設整備基準を規定
- (2) 適用施設整備基準への適合努力
- (3) 適用施設の建築等の事前協議
- (4) 既存施設等の整備

7 公共交通機関の整備（第23条～第24条）

- (1) 整備努力義務
- (2) 報告の徴収等

8 雑則（第25条～第26条）

- (1) 功績のあった者への表彰
- (2) 規則への委任

福祉のまちづくり条例整備対象及び事前協議対象施設

下記に掲げる施設は、規模に関係なくすべての施設が整備対象施設となります。

用途別適用対象施設				事前協議対象規模
公 益 的 施 設	社会福祉施設	老人福祉センター等 (老人福祉センター・身体障害者福祉センター・児童厚生施設等)		すべて
		その他の福祉施設 (老人ホーム・保育所・身体障害者福祉ホーム等)		
	医療施設	病院・診療所		すべて
	教育文化施設	学校	学校 (専修学校・各種学校等を含む)	すべて
			特別支援学校	
		公民館		
		文化施設 (図書館・博物館・美術館等)		
		自動車訓練所及び学習塾・華道教室・囲碁教室等		
	集会及び 娯楽施設	集会施設 (集会場・公会堂)		すべて
		劇場等 (劇場・観覧場・映画館・演芸場)		
		遊技場		500 m ² 以上
	スポーツ及びレ クリエーション施設	体育館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場等		500 m ² 以上
	通信施設	郵便局・西日本電信電話株式会社の支店		すべて
	金融機関の施 設	銀行・質屋等		すべて
	購買施設	物品販売業を営む店舗等 (卸売市場、百貨店、展示場等及びクリーニング取次店・貸衣装屋等)		300 m ² 以上
		給油取扱所		すべて
	飲食施設	飲食店・キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等		300 m ² 以上
	宿泊施設	ホテル・旅館		すべて
	環境衛生施設	理髪店・美容院		すべて
		公衆浴場		
		公衆便所・火葬場		
	官公庁の施設	国又は地方公共団体が設置し、事務又は事業の用に供する施設		すべて
	路外駐車場等	路外駐車場・自動車の停留又は駐車のための建築物		500 m ² 以上
	駅舎等	駅舎等 (公共交通機関を除く)		すべて
共同住宅等施設	共同住宅等	共同住宅	51 戸(室) 以上	
		寄宿舍・下宿		
	事務所・工場		3,000 m ² 以上	
複合施設	地下街		すべて	
	公益的施設又は共同住宅等施設が複合的に存在する施設		3,000 m ² 以上	
道路等施設	道路・都市公園・港湾緑地等		すべて	
公共交通機関	鉄道旅客車・軌道客車・乗合自動車・船舶		—	
	鉄道・軌道・乗合自動車及び船舶の乗降場			

福祉のまちづくり条例適用施設(建築物)と整備項目適用表

適用施設（建築物）			整備項目		1	2-1	2-2	3	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0		
					駐車場	敷地内通路	傾斜路	外部出入口	内部出入口	廊下	階段	昇降機	共同便所	共同洗面所	共同浴室	シャワー室	寝室・客室	改札口	レジ通路	観覧席	カウンター	記載台	自動販売機	水飲み器	公衆電話台	案内板	呼出し設備
公益的施設	社会福祉施設	老人福祉センター等（老人福祉センター・身体障害者福祉センター・児童厚生施設等）		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	●	●	●	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
		その他の福祉施設（老人ホーム・保育所・身体障害者福祉ホーム等）		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	医療施設	病院・診療所		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	●	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	教育文化施設	学校	学校（専修学校・各種学校等を含む）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
			特別支援学校	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		公民館		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		文化施設（図書館・博物館・美術館等）		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	●	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		自動車訓練所及び学習塾・華道教室・囲碁教室等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	集会及び娯楽施設	集会施設（集会場・公会堂）		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		劇場等（劇場・観覧場・映画館・演芸場）		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		遊技場		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	スポーツ及びレクリエーション施設	体育館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場等		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	●	—	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	通信施設	郵便局・西日本電信電話株式会社の支店		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	金融機関の施設	銀行・質屋等		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	購買施設	物品販売業を営む店舗等（卸売市場、百貨店、展示場等及びクリーニング取次店・貸衣装屋等）		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	●	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		給油取扱所		—	—	—	—	●	—	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	飲食施設	飲食店・キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	●	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	宿泊施設	ホテル・旅館		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	●	—	—	●100	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	環境衛生施設	理髪店・美容院		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		公衆浴場		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	●	—	—	—	●	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		公衆便所・火葬場		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	官公庁の施設	国又は地方公共団体が設置し、事務又は事業の用に供する施設		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	路外駐車場等	路外駐車場・自動車の停留又は駐車のための建築物		●	●	●	●	—	●	●	●2	●	●	—	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	駅舎等	駅舎等（公共交通機関を除く）		●	●	●	●	●	●	●	●	●2	●	●	—	—	—	●	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
共同住宅等施設	共同住宅等	共同住宅	—	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	—	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	—	
		寄宿舎・下宿	—	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	—	
	事務所・工場		●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
複合施設	地下街		●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	公益的施設又は共同住宅等施設が複合的に存在する施設		●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	—	—	—	—	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	

凡例： ● →整備基準に適合することが必要な箇所 ▲ →整備基準に適合するよう努める箇所 2 →用途面積 2000 m²以上の建築物に適用 100 →100 室以上の寝室又は客室を備えている建築物に適用

整備マニュアルの見方

1 整備箇所

■ 基本的な考え方

障害者等の方々をはじめ、誰もが自分の意思で、安全で自由に行動できるよう、整備箇所ごとに配慮すべき基本的な考え方を示しています。

■ 適用施設

- 福祉のまちづくり条例に規定された整備基準に適合することが必要な建築物の用途を示しています。

■ 整備基準

- 1 整備項目 ●福祉のまちづくり条例に規定された整備基準を示しています。適用施設の建築等をしようとする者は、この整備基準に適合させる必要があります。

■ 誘導基準

- 1 整備項目 ○福祉のまちづくり条例に規定された整備基準に加え、より充実した整備水準として、適合に努めることが望ましいものとして示しています。

整備の例

マニュアルの図解は、整備基準や誘導基準で示した項目を理解しやすいよう、基本的な図や計画例を示しています。

この整備マニュアルにおいては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）をバリアフリー法と記述しています。

1 駐車場

■ 基本的な考え方

自動車は、すべての人が、自由に行動し、移動するための重要な役割を果たしています。

特に、車椅子使用者が利用できる駐車場の確保が必要であり、駐車場の車椅子使用者に配慮した整備が必要です。

■ 適用施設

- 給油取扱所及び共同住宅等を除く施設

■ 整備基準

駐車場は、次に掲げる基準に適合させること。

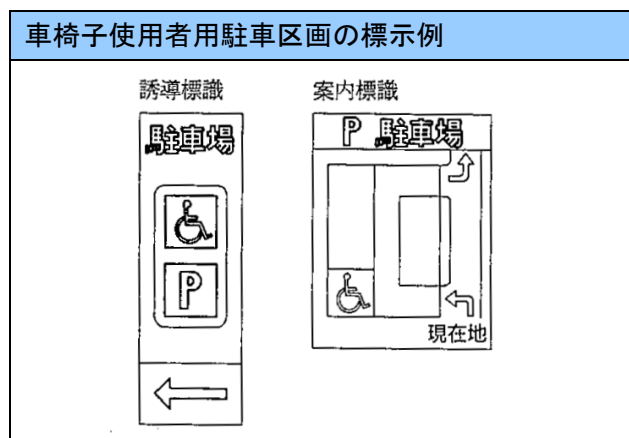
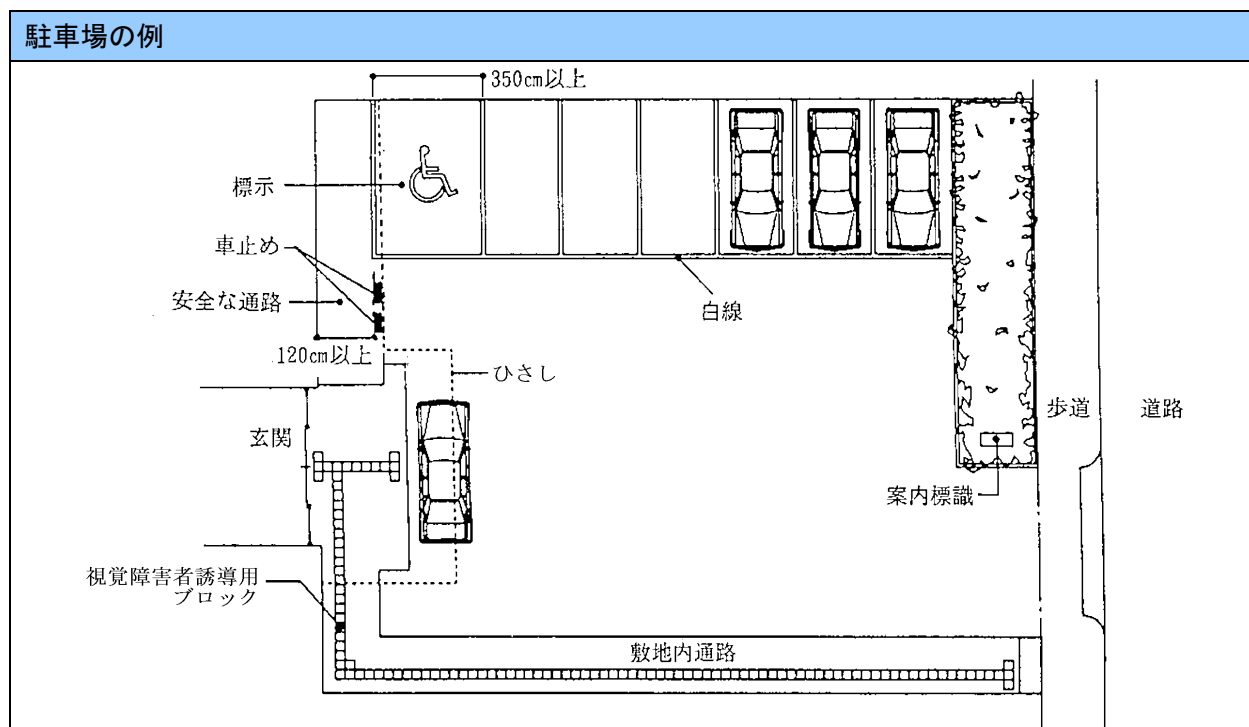
- 1 車椅子使用者用 ●次に掲げる駐車場には、車椅子使用者用駐車区画を次の数設ける。
駐車区画の数 (a) 駐車区域の総駐車台数が20を超える駐車場(駐車場法施行令第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。)には1以上設ける。
(b) バリアフリー法第2条第19号の特別特定建築物で床面積の合計が2,000㎡以上のものに設ける駐車場には、バリアフリー法施行令第18条の規定に基づき設ける車椅子使用者用駐車施設の数以上設ける。
- 2 設置場所 ●車椅子使用者用駐車区画は、「3 外部出入口」の基準に適合する主たる出入口に近い位置に設ける。
- 3 スペース ●車椅子使用者用駐車区画の幅は、乗降用スペースに余裕を持たせ、350cm以上とする。
- 4 標示 ●車椅子使用者用駐車区画である旨を見え易い方法により表示する。
- 5 安全通路 ●適用施設の外部出入口から車椅子使用者用駐車場区画に至る駐車場内の通路のうち1以上は、有効幅員120cm以上とする。
●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
●段を設ける場合は、「6 階段」の基準を満たす構造とする。
●高低差がある場合は、「2-2 傾斜路」の基準を満たす傾斜路又は特殊構造昇降機を設ける。

車椅子使用者用駐車区画の数

総駐車台数	車椅子使用者用駐車区画数	
	駐車区域の総駐車台数が 20 を超える駐車場	バリアフリー法第 2 条第 19 号の特別特定建築物で床面積の合計が 2,000 m ² 以上のものに設ける駐車場
0 台	規定なし	規定なし
1～ 20 台		1 台以上
21～ 50 台	1 台以上	2 台以上
51～100 台		3 台以上
101～150 台		4 台以上
151～200 台		総駐車台数×1%+2 台以上
201 台～		

■ 誘導基準

- 1 車椅子使用者用 ○総駐車台数の2%以上の数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を駐車区画の数 切り上げた数)が望ましい。(バリアフリー法における誘導基準と同じ)
- 2 床面仕上げ ○床面は、車椅子での移乗に配慮し、水平な仕上げとすることが望ましい。
- 3 標示 ○進入口から車椅子使用者用駐車区画までは、誘導標識を設置することが望ましい。
○路外駐車場等にあつては、出入口の付近に、車椅子使用者用駐車区画の設置場所、駐車台数及び安全通路が整備してある旨を表示することが望ましい。
- 4 屋根等 ○車椅子使用者用駐車区画及び車椅子使用者用駐車区画から駐車場へ通ずる出入口への通路には、屋根又はひさしを設けることが望ましい。
- 5 車椅子使用者用 ○車椅子使用者以外の障害者や高齢者、妊婦、けが人等に対する通常の広さの駐車に準ずる駐車区画(車椅子使用者用に準ずる駐車区画)を車椅子使用者駐車区画に近い位置に画の設置 別途確保することが望ましい。



車椅子使用者用駐車区画の数

総駐車台数	車椅子使用者用駐車区画数
1～ 50 台	1 台 以上
51～100 台	2 台 以上
101～150 台	3 台 以上
151～200 台	4 台 以上
201 台～	全駐車台数×2%台以上

広島県が推進する「思いやり駐車場」については、次のとおりです。

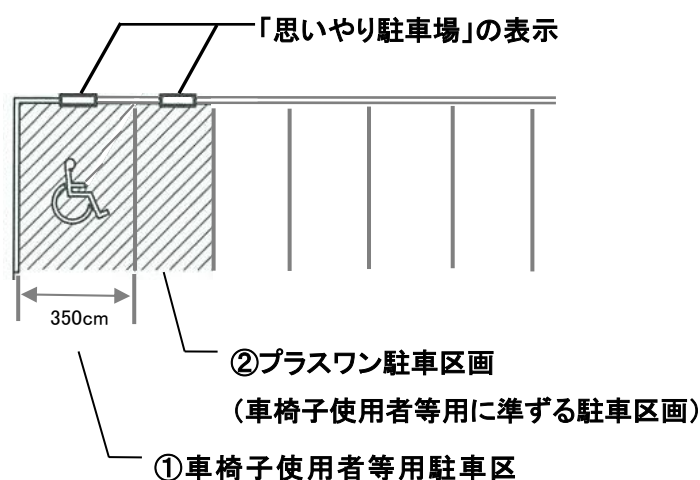
「思いやり駐車場」とは、障害者等用駐車区画として登録された、車椅子使用者等用駐車区画[※]とプラスワン駐車区画(車椅子使用者等用に準ずる駐車区画)の総称です。

県では、思いやり駐車場の登録制度の導入及び利用対象者への「利用証」交付により、思いやり駐車場の適正利用を推進しています。

制度の詳細は、<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/1305535684157.html> を御覧ください。

※広島県思いやり駐車場利用証交付制度における車椅子使用者等用駐車区画には、広島県福祉のまちづくり条例施行規則第8条に規定される「車椅子使用者用駐車区画」も含まれます。

思いやり駐車場の整備イメージ



思いやり駐車場: ①、②の駐車区画の総称

思いやり駐車場の登録のお願い

広島県では、「思いやり駐車場」として登録いただける施設(駐車区画)を募集しています。

設置(管理)者の皆さまには、車椅子使用者等用駐車区画及びプラスワン駐車区画を「思いやり駐車場」として登録することにより、この制度の普及に御協力いただきますようお願いいたします。

制度の詳細は、<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/1307065520572.html> を御覧ください。

「思いやり駐車場」の登録についてのお問い合わせ先

広島県健康福祉局地域共生社会推進課 地域共生社会推進グループ

電話: 082-513-3144 (ダイヤルイン)

FAX: 082-511-6715

メール: fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp

2-1 敷地内通路

■ 基本的な考え方

道路から建物の入口までの敷地内通路は、障害者等の方々が安全に利用できるよう配慮することや一般の利用者と同じ経路に整備するよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 給油取扱所を除く施設

■ 整備基準

次に掲げる通路は、それぞれ1以上を1から5までに掲げる基準に適合させること。

- 「3 外部出入口」の基準に適合する出入口から、道等^{注)}までの通路
- 「3 外部出入口」の基準に適合する出入口から、車椅子使用者用駐車区画までの通路

- 1 有効幅員 ●車椅子でも通り易いよう 120 cm以上とする。
- 2 車椅子回転場所 ●50m以内ごとに車椅子の回転に支障がない場所を設ける。
- 3 通路面の仕上げ ●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 4 段差 ●段を設ける場合は、「6 階段」の基準を満たす構造とする。(当該施設と道等^{注)}に接する部分(道路境界)については段差を設けないこと。)
●高低差がある場合は、「2-2 傾斜路」の基準を満たす傾斜路又は特殊構造昇降機を設ける。
- 5 溝蓋 ●排水溝は、車椅子のキャスターや杖の先端が落ちない構造とする。

次に掲げる通路で、不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用する通路は、1以上を6に掲げる基準に適合させること。

- 「3 外部出入口」の基準に適合する出入口から、道等^{注)}までの通路

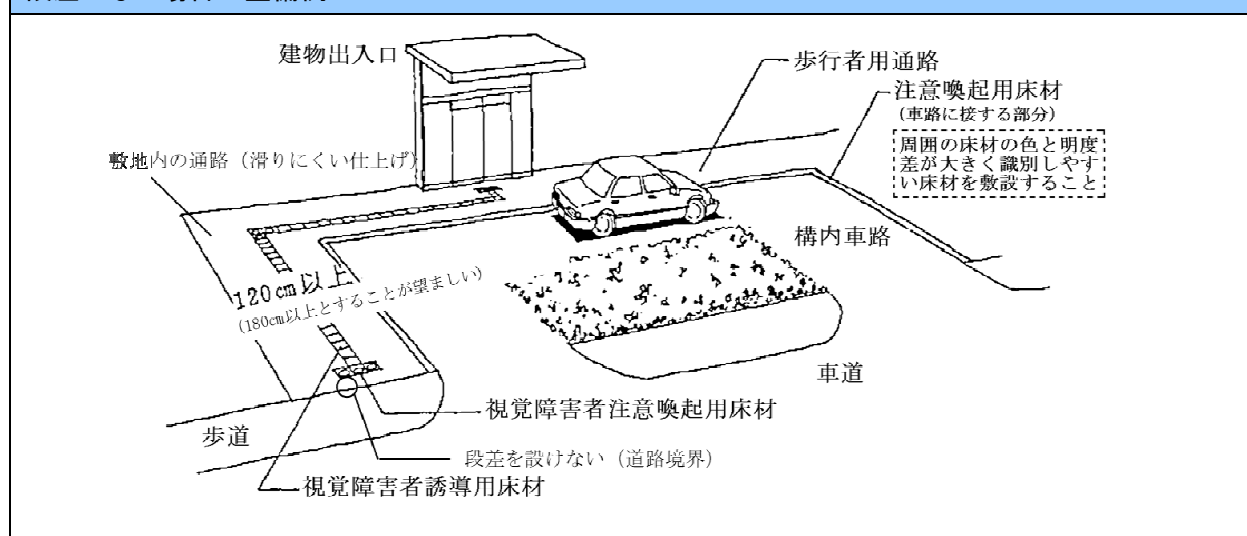
- 6 案内、誘導 ●識別しやすい視覚障害者誘導用床材を敷設するか、又は音声により誘導する装置その他これに代わる装置を設ける。
ただし、バリアフリー法施行令第 22 条第1項ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして、国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号)
●車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。
ただし、バリアフリー法施行令第 22 条第2項第二号口の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして、国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号)

注) 道等…当該施設の敷地の接する道、公園、広場その他の空地をいう。

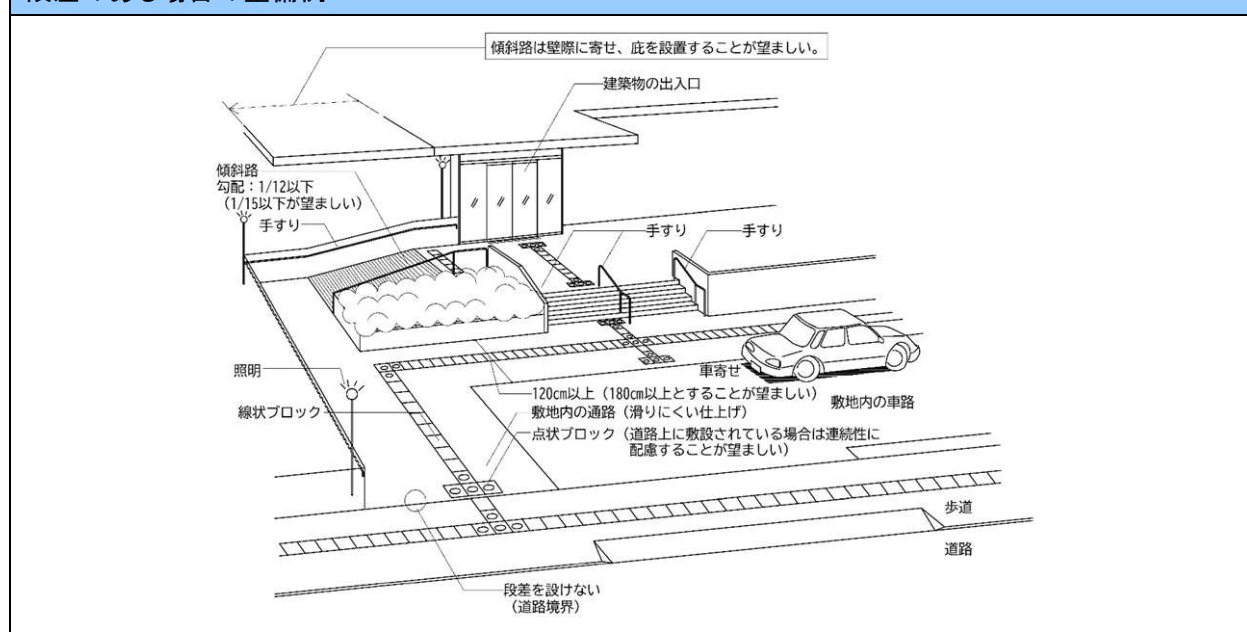
■ 誘導基準

- 1 有効幅員 ○車椅子同士でもすれ違い易いよう 180cm 以上とすることが望ましい。
- 2 歩車分離 ○歩道と車道はできる限り分離し、歩行者の安全を確保することが望ましい。
- 3 車椅子転回 ○スロープを設ける場合には、玄関、出入口の前に車椅子転回スペースを設けることが望ましい。
- 4 手すり ○握りやすい形状の手すりを設置することが望ましい。

段差のない場合の整備例

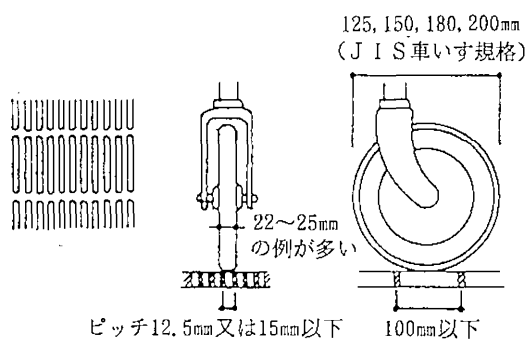


段差のある場合の整備例

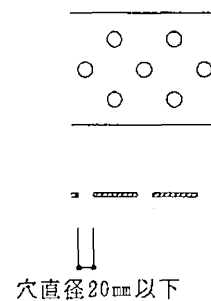


溝蓋の仕様例

□ 細目タイプ・溝蓋（耐荷量20 t 可）



□ 穴あきタイプ



2-2 傾斜路(屋外、屋内に共通)

■ 基本的な考え方

通路や廊下には段差を設けないことが基本ですが、やむを得ない場合は特殊構造昇降機(段差解消機等)を設けるか、又は傾斜路とし、障害者の方々の負担の軽減や安全な通行に配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 給油取扱所を除く施設

■ 整備基準

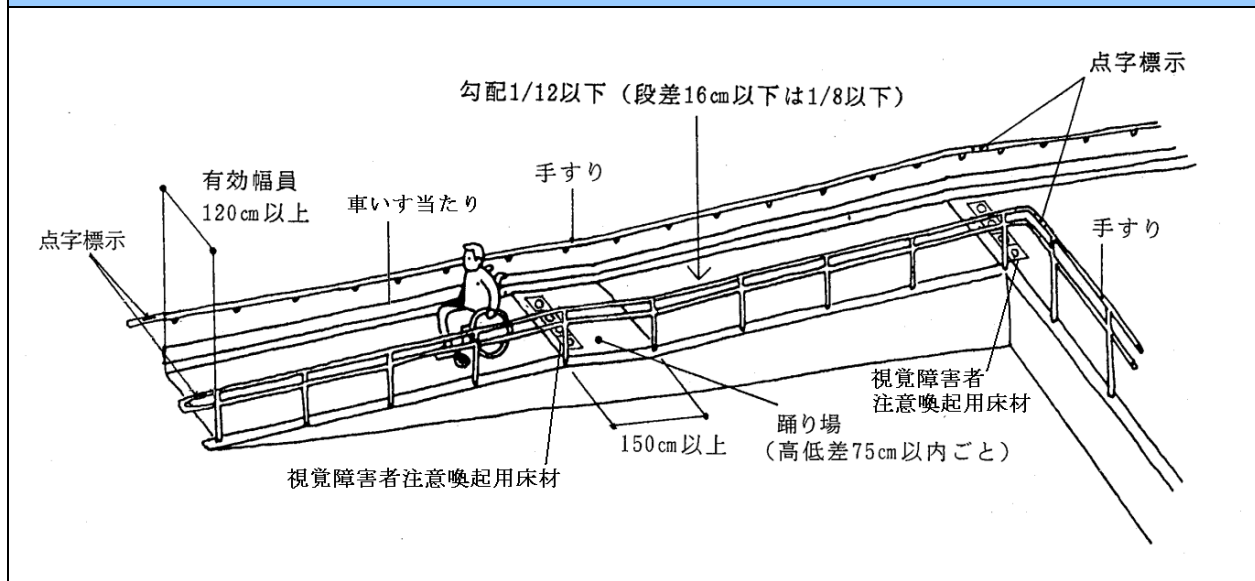
傾斜路の部分は、次に掲げる基準に適合させること。

- | | |
|------------|--|
| 1 有効幅員 | ●有効幅員は 120cm 以上とするが、並行して階段を設ける場合は、90cm 以上とする。 |
| 2 勾配 | ●勾配は 1/12 以下とするが、高低差が 16cm 以下の場合は 1/8 以下とすることができる。 |
| 3 踊り場 | ●高低差が 75cm を超える場合は、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊り場を設置する。 |
| 4 床面仕上げ | ●床面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 |
| 5 立ち上りと手すり | ●両端に立ち上り及び手すりを設ける。ただし、高低差が 16cm 以下のもの又は勾配 1/20 を超えないものにあつては、この限りでない。 |
| 6 案内、誘導 | ●床面は、踊り場及び周囲の道路と識別が容易な色又は材質とする。
●傾斜路の上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。 |

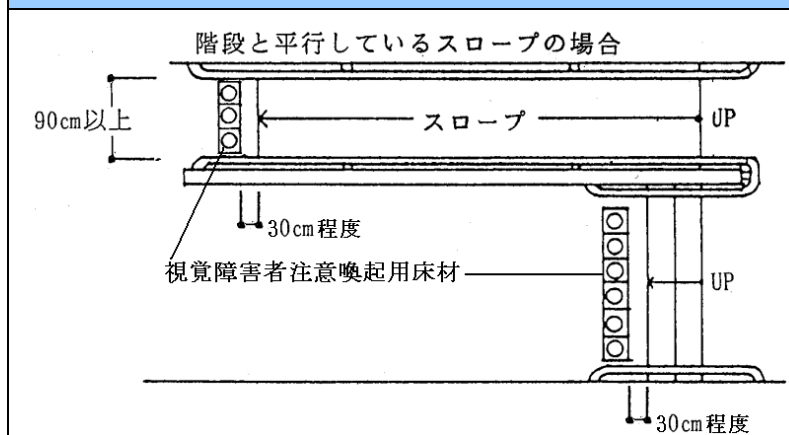
■ 誘導基準

- | | |
|----------|--|
| 1 有効幅員 | ○有効幅員は 150cm 以上とすることが望ましい。ただし、平行して階段を設ける場合は、120cm 以上とすることができる。 |
| 2 勾配 | ○屋外に設置する場合の勾配は 1/15 を超えないようにすることが望ましい。 |
| 3 踊り場 | ○傾斜路が同一平面内で交差し、又は接続する場所には 150cm 以上の踊り場を設置することが望ましい。 |
| 4 手すり | ○端部に、現在地が分かるように点字による表示を行うことが望ましい。 |
| 5 車椅子当たり | ○側面が壁の場合は、車椅子当たりを設けることが望ましい。 |
| 6 屋根等 | ○屋外では、屋根又はひさしを設置することが望ましい。 |

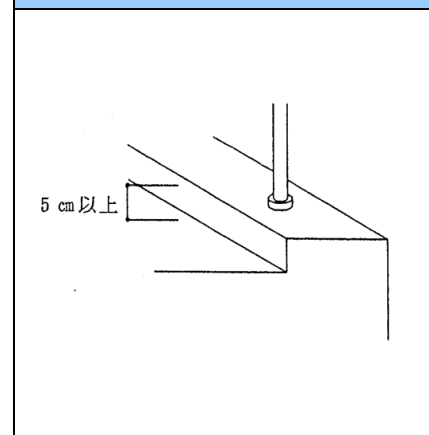
スロープの整備例



平行して階段を設ける場合の有効幅員、踊り場の例



立ち上りの例



3 外部出入口

■ 基本的な考え方

出入口は、車椅子が通過できることが基本であり、ゆったりとした広いスペースを確保して、障害者等の方々の負担の軽減や円滑な移動に配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 給油取扱所を除く施設

■ 整備基準

次に掲げる出入口は、主たる出入口を含め 1 以上を基準に適合させること。

- 地上又は駐車場へ直接通じる出入口

- | | |
|--------|---|
| 1 有効幅員 | ●80cm 以上とする。 |
| 2 段差 | ●車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けない。 |
| 3 扉の形式 | ●出入口に戸を設ける場合は、自動開閉式その他車椅子使用者が円滑に通過できる構造とする。 |

■ 誘導基準

- | | |
|--------|---|
| 1 有効幅員 | ○主要な出入口の有効幅員は 120cm 以上、その他の出入口の有効幅員は 90cm 以上とすることが望ましい。 |
| 2 扉の形式 | ○直接地上へ通ずる出入口のうち 1 以上は自動開閉装置のついた扉とすることが望ましい。その他の出入口は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすることが望ましい。
○回転扉は避け、やむを得ない場合は、隣接して引き戸を併設することが望ましい。
○扉は向こう側が見通せるものが望ましい。ただし、扉の全体が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずることが望ましい。
○視覚障害者に配慮し、戸や枠の色又はドア把手と周囲の壁とのコントラストをつけて認知しやすくすることが望ましい。 |

○扉の構造は、次のとおりとすることが望ましい。

(a)自動扉

- ・主要な出入口には、1以上の自動扉を設ける。
- ・自動開閉式開き戸は、一方通行の場合に限り設ける。
- ・開閉は穏やかなものとする。
- ・開閉軌道装置は、感知域を広げ、通行に支障がない作動とする。
- ・感知形式は、光線又は超音波スイッチが優れている。
- ・ゴムマットスイッチ式の場合は、ゴムマットの奥行きは 100cm 以上とする。

(b)開き戸

- ・ドアチェック等の自閉装置を設ける。
- ・指つめ防止の措置を講ずる。
- ・床からの高さ 60cm を下端として幅 20cm、長さ 90cm 程度のガラス窓の設置が望ましい。ガラス窓の材質は安全性を考慮して樹脂ガラス又は、網入りガラス等を用いる。
- ・把手はノブ式を避けレバー式とする。

(c)引き戸

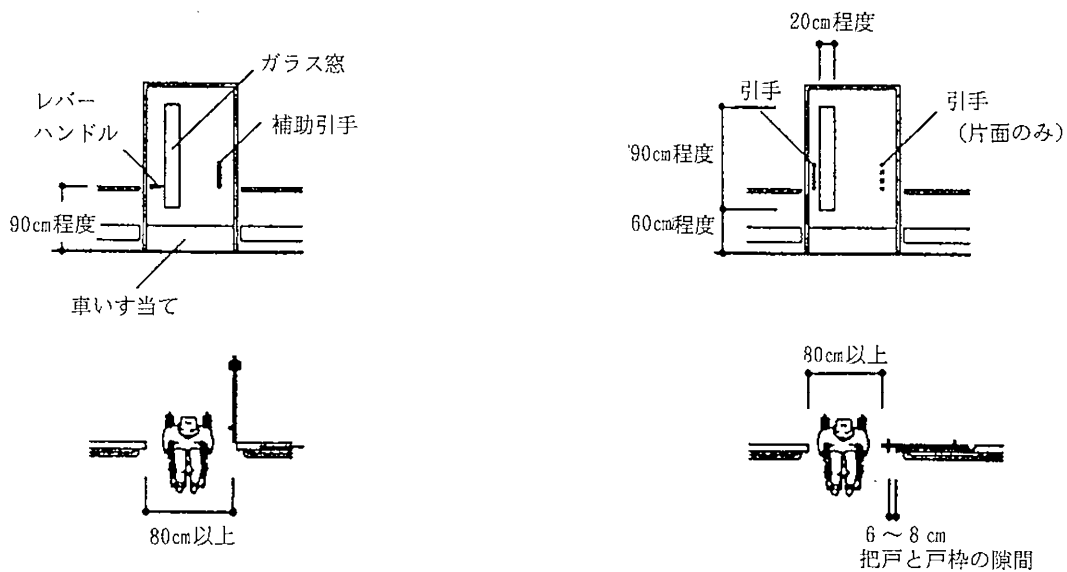
- ・軽快に作動するようにする。
- ・引手は握りやすい形状とする。
- ・把手と戸枠の隙間は 6cm から 8cm 程度とする。

(d)二重扉

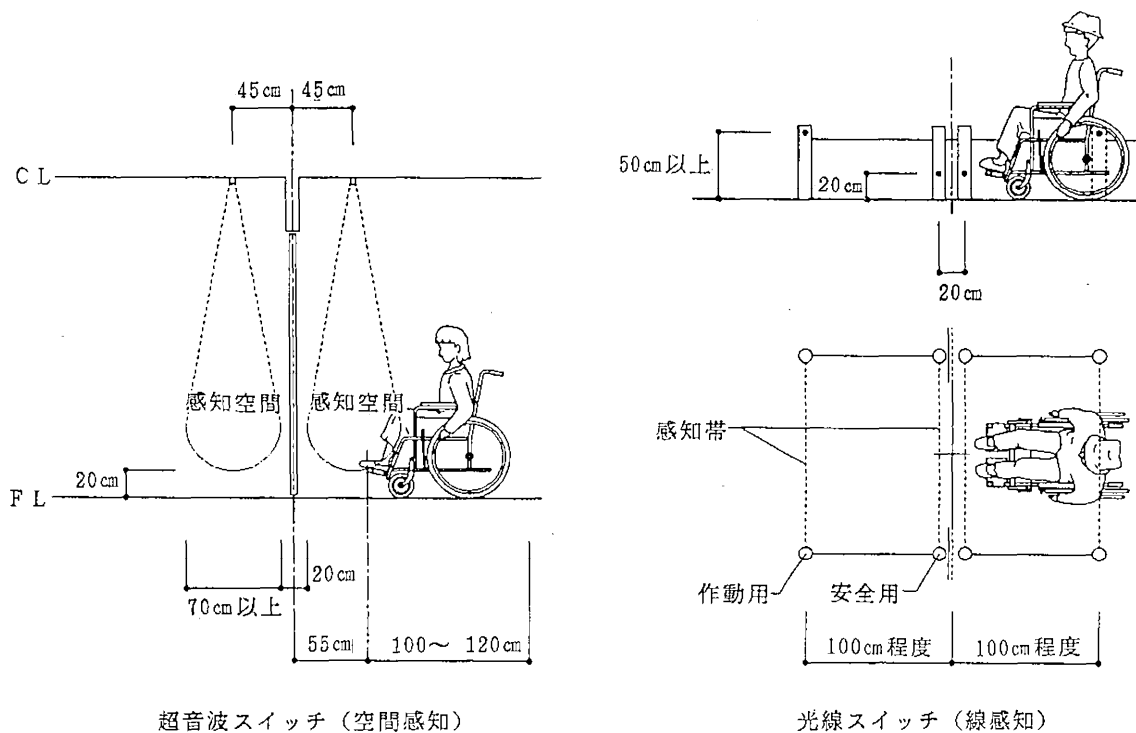
- ・扉と扉の間隔は 200cm 以上とする。ただし、開き戸の場合は 300cm 以上とする。

- | | |
|-------------------|--|
| 3 ドアハンドル | ○ドアハンドルは床面から 90cm 程度の位置で、使いやすい形状とすることが望ましい。 |
| 4 車椅子当たり | ○床面から 15cm から 35cm 程度の高さに設置することが望ましい。 |
| 5 ドア廻りの
転回スペース | ○戸の形状及びアプローチの方向による車椅子使用者の操作に必要なスペースを確保することが望ましい。 |
| 6 屋根等 | ○玄関扉の前には、ひさしを設置することが望ましい。 |
| 7 玄関マット | ○玄関マットを設ける場合は、奥行き 100cm 以上とし、車椅子のキャスターが沈み込まない材質を使用した埋め込み式とすることが望ましい。 |
| 8 風除室 | ○風除室を設ける場合は、扉と扉の間隔は 200cm 以上、開き戸による場合は、300cm 以上とすることが望ましい。 |
| 9 誘導 | ○玄関扉の真上には、音声誘導装置を設置することが望ましい。 |
| 10 標示 | ○主要な出入口以外の出入口において、障害者の利用が困難な箇所には、障害者が利用できる出入口の位置を明示することが望ましい。 |

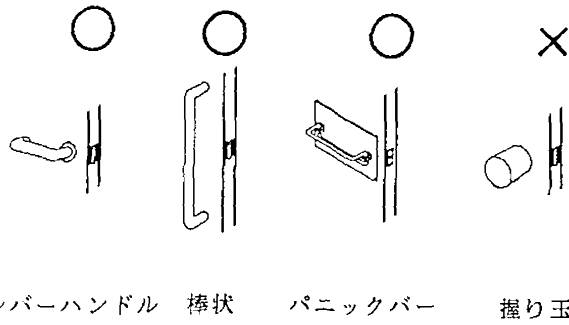
外部出入口扉の例



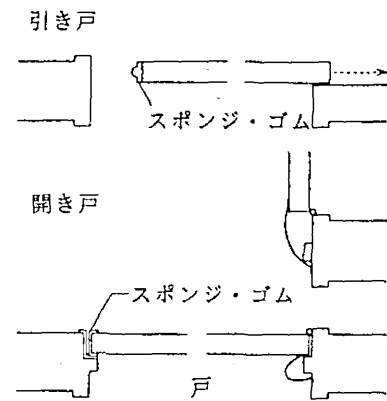
自動扉感知型式の例



ドアハンドルの例



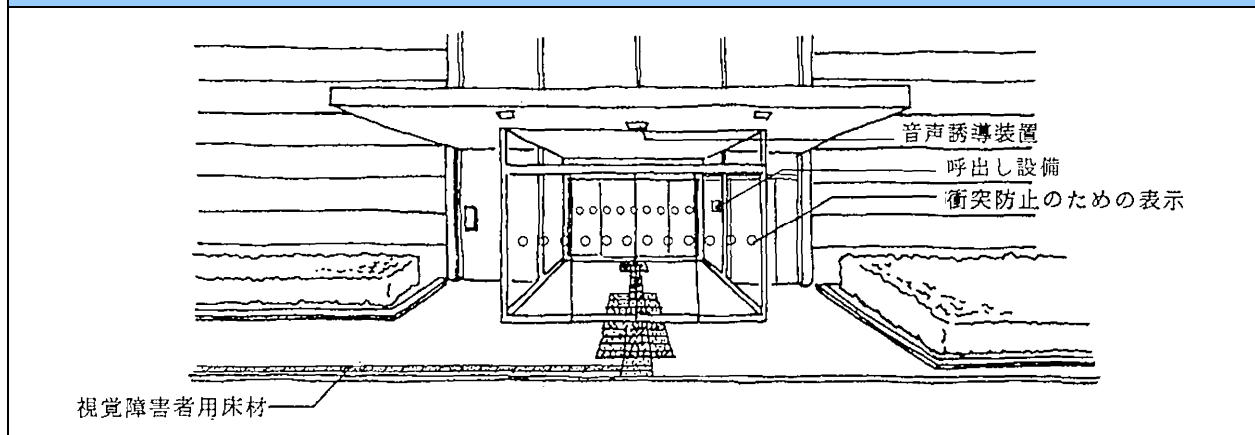
指詰め防止の例



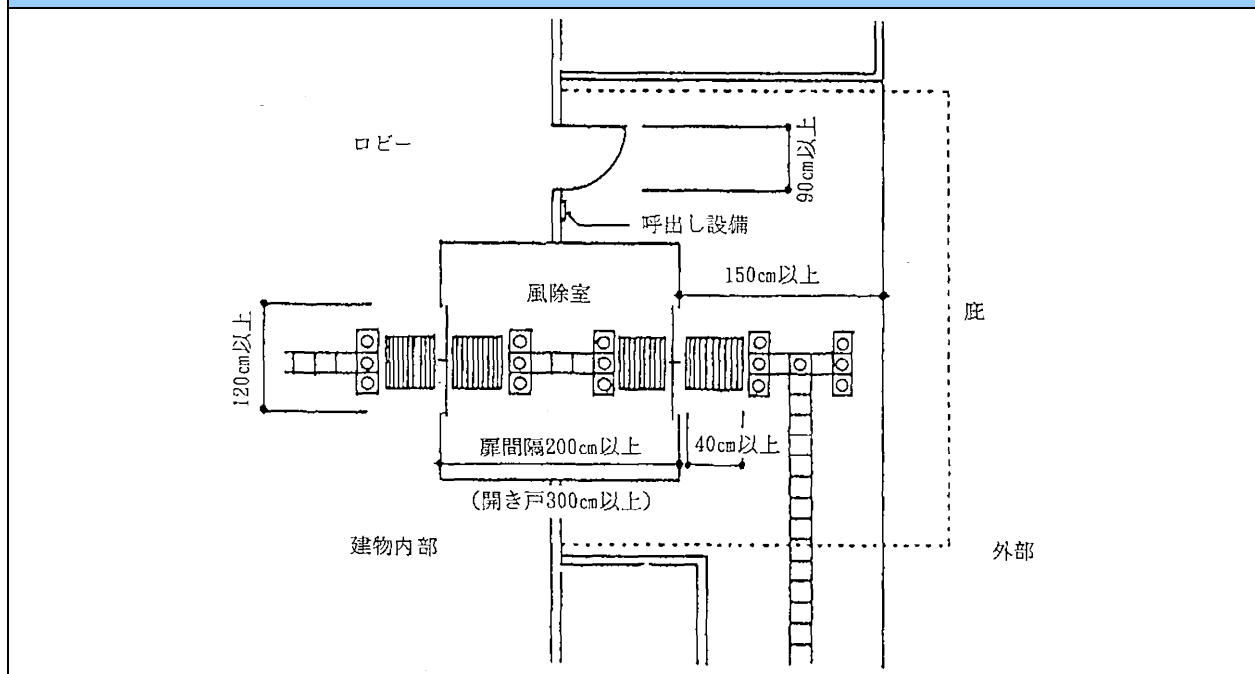
ドア廻りの車椅子転回スペースの例

アクセス方向 扉形式	↓	→	←
外開き戸			
内開き戸			
引き戸			

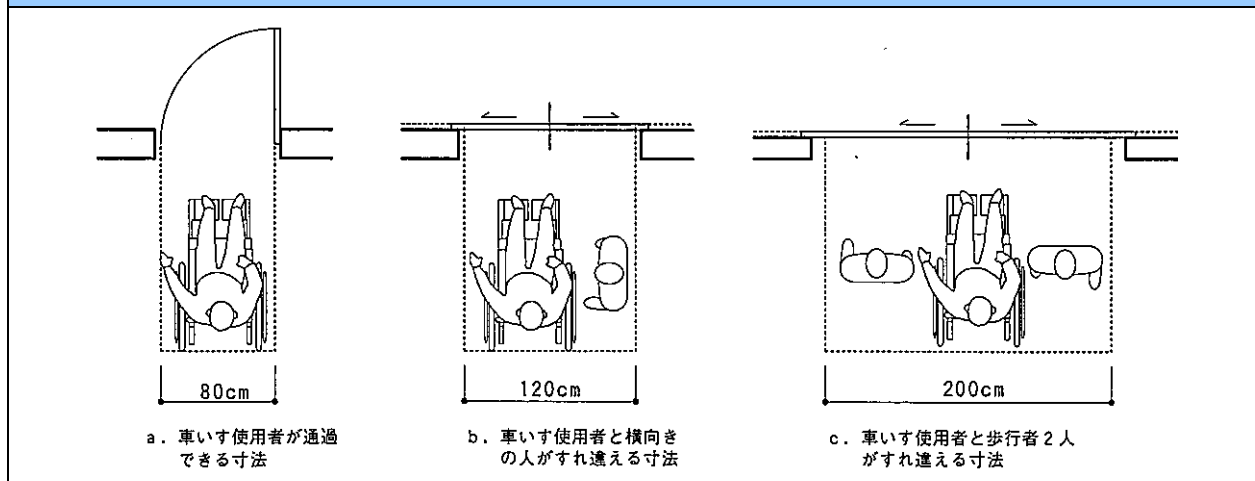
玄関廻りの整備例



風除室廻りの整備例



出入口の有効幅員の考え方



4 内部出入口

■ 基本的な考え方

居室の出入口では、車椅子が通ることができる扉幅の確保や車椅子で扉の開閉が容易にできる扉前のスペースの確保等を行って車椅子を使用される方々が出入りしやすくなるなど、障害者の方々の安全性や利便性に配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 路外駐車場を除く施設

■ 整備基準

次に掲げる居室への出入口は、1以上を基準に適合させること。ただし、共同住宅等は、1戸又は1室以上設ければ足りる。

- 昇降機を設けている建築物の各居室への出入口
- 昇降機を設けていない建築物の直接地上へ通じる出入口のある階の各居室への出入口

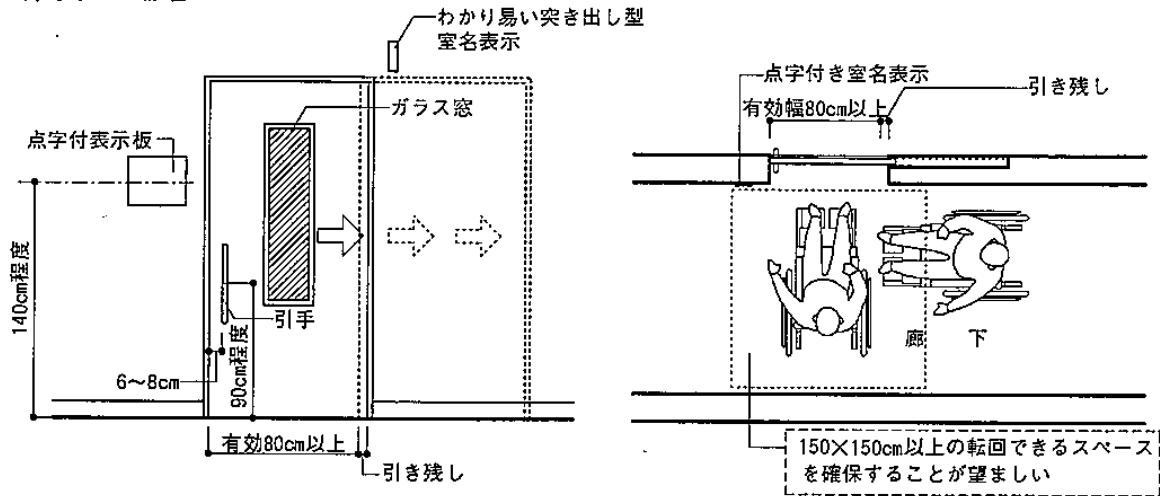
- | | |
|--------|---|
| 1 有効幅員 | ●出入口のうち1以上の有効幅員は80cm以上とする。 |
| 2 段差 | ●車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けない。 |
| 3 扉の形式 | ●出入口に戸を設ける場合は、自動開閉式その他車椅子使用者が円滑に通過できる構造とする。 |

■ 誘導基準

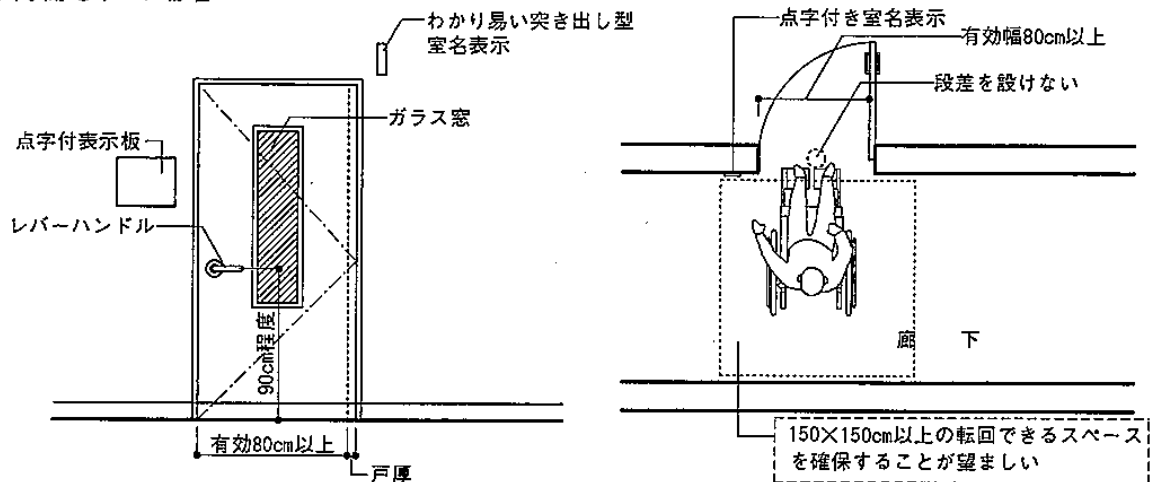
- 1 有効幅員 ○出入口の有効幅員は、90cm 以上とすることが望ましい。
- 2 扉の形式 ○戸を設ける場合は、幅員 120cm 以上とし、自動扉とすることが望ましい。
○回転扉は避けることが望ましい。
○視覚障害者に配慮し、戸や枠の色又はドア把手と周囲の壁とのコントラストをつけて認知しやすくすることが望ましい。
○扉の構造は、次のとおりとすることが望ましい。
 - (a)自動扉
 - ・自動開閉式開き戸は、一方通行の場合に限り設ける。
 - ・開閉は穏やかなものとする。
 - ・開閉起動装置は感知域を広げ、通行に支障がない作動とする。
 - ・感知形式は、光線又は超音波スイッチが優れている。
 - ・ゴムマットスイッチ式の場合、ゴムマットの奥行きは 100cm 以上とする。
 - (b)開き戸
 - ・建築基準法に定める以外は内開きとする。
 - ・外開きにする場合は、扉幅以上のアルコーブを設ける。
 - ・ドアチェック等の自閉装置を設ける。
 - ・床からの高さ 60cm を下端として幅 20cm、長さ 90cm 程度のガラス窓を設置することが望ましい。ガラス窓の材質は安全性を考慮して樹脂ガラス又は、網入りガラス等を用いる。
 - ・把手はノブ式を避けレバー式とする。
 - ・指つめ防止の措置を講ずる。
 - (c)引き戸
 - ・軽快に作動するようにする。
 - ・引手は握りやすい形状とする。
 - ・把手と戸の隙間は 6cm から 8cm とする。
 - ・上つり形式とする。
- 3 ドアハンドル ○ドアハンドルは床面から 90cm 程度の位置で、使いやすい形状とすることが望ましい。
- 4 車椅子当たり ○床面から 15cm から 35cm 程度の高さに設置することが望ましい。
- 5 案内、誘導 ○出入口の外側と内側に、扉から 30cm 離して注意喚起用床材を敷設することが望ましい。ただし、開き戸による場合は、開いた戸の先端の位置まで後退して設置することが望ましい。
○視覚障害者のために、扉の前後の床仕上材質を変えることが望ましい。
- 6 室名表示 ○戸の把手側の壁面あるいは、利用居室の出入口に点字と浮き彫り文字による室名表示、手すりへの点字表示を行うことが望ましい。

出入口の例

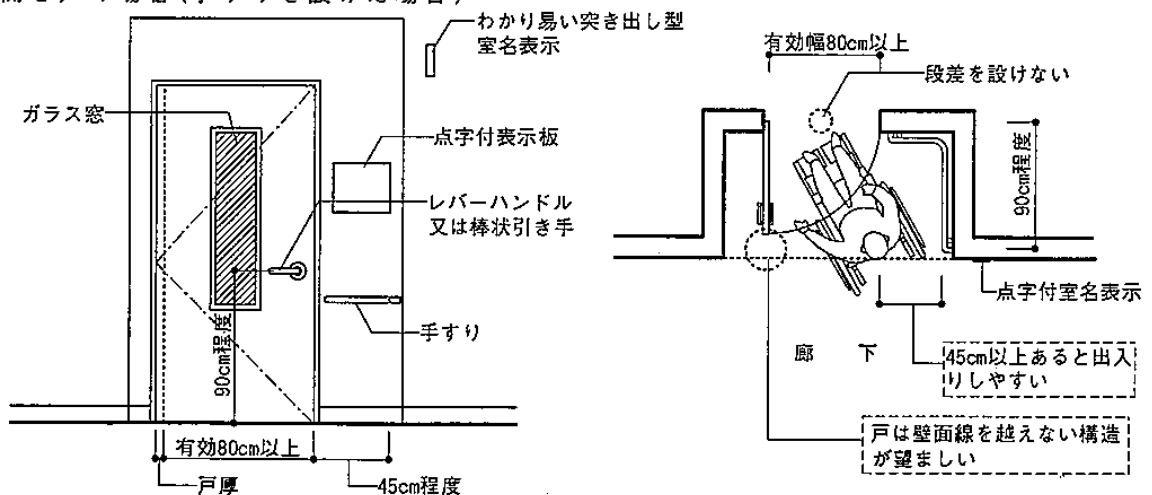
●引き戸の場合



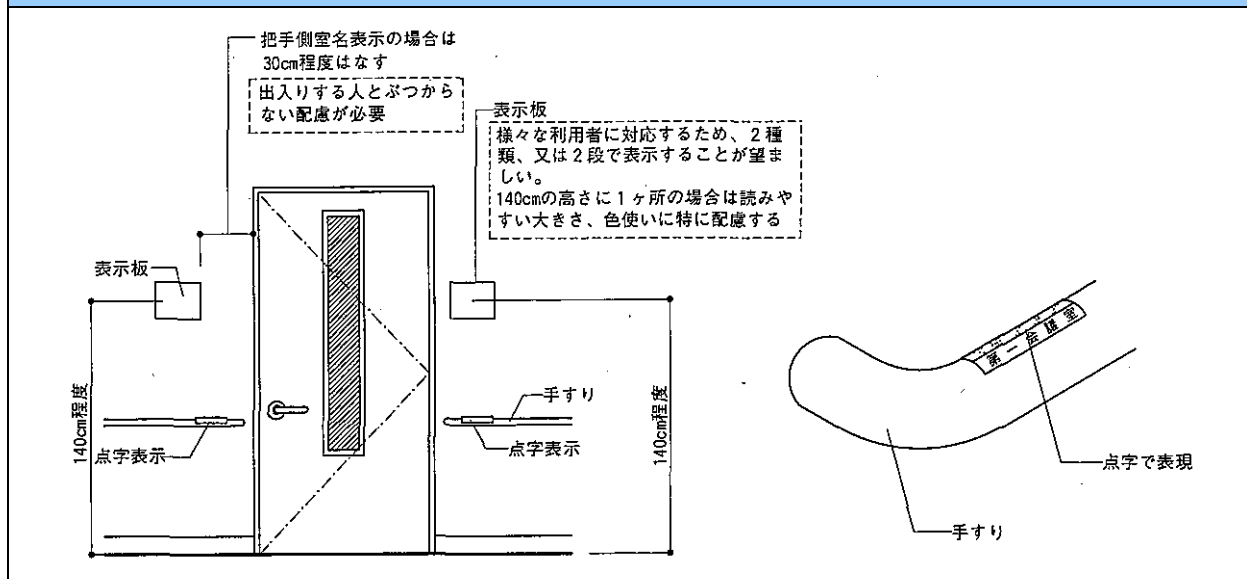
●内開き戸の場合



●外開き戸の場合(手すりを設けた場合)

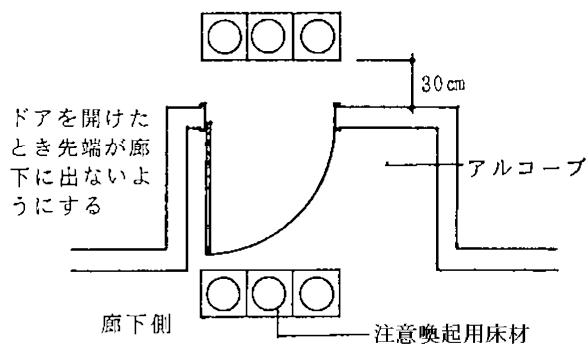


室名表示の整備例

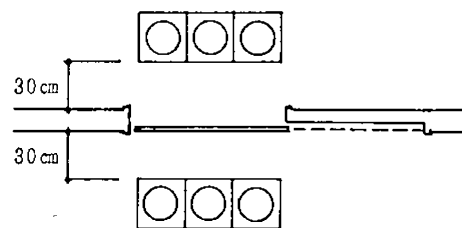


視覚障害者注意喚起用床材の整備例

・開き戸の場合



・引き戸の場合



5 廊下

■ 基本的な考え方

廊下は、通行の妨げとなる段差や突出部をできる限り避けるとともに、十分な広さを確保して、障害者の方々の通行の安全に配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 給油取扱所を除く施設

■ 整備基準

外部出入口から居室への出入口までの経路上の廊下で、次に掲げるものは、1以上を基準に適合させること。

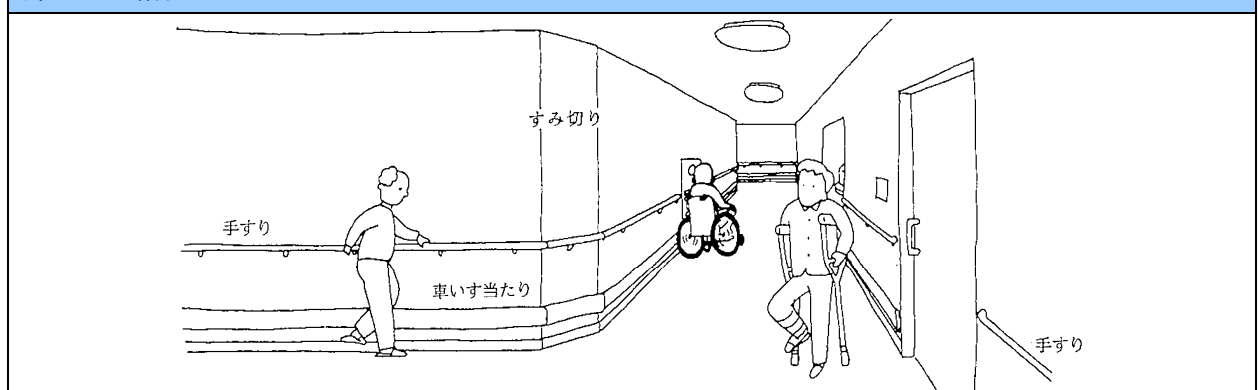
- 昇降機を設けている建築物の廊下
- 昇降機を設けていない建築物の直接地上へ通じる出入口のある階の廊下

- 1 有効幅員 ●廊下の有効幅員は 120cm 以上とする。
- 2 車椅子転回場所 ●廊下及び客用通路(以下「廊下等」という)の末端の付近及び 50m 以内ごとに、車椅子が転回することができる部分を設ける。
- 3 段差 ●廊下等に段を設ける場合は、「6 階段」の基準を満たす構造とし、上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。
ただし、バリアフリー法施行令第11条第2号ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号)
●高低差がある場合は、「2-2 傾斜路」の基準を満たす構造とし、上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。
- 4 床面仕上げ ●床面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
●外部出入口及び内部出入口並びに昇降機及び特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とする。
- 5 案内、誘導 ●外部出入口から受付等までの経路には、視覚障害者を誘導するための誘導用床材又は音声誘導装置その他これに代わる装置を設置する。
ただし、視覚障害者の誘導上支障が生じないように案内者が常駐する等の措置がなされている場合はこの限りでない。

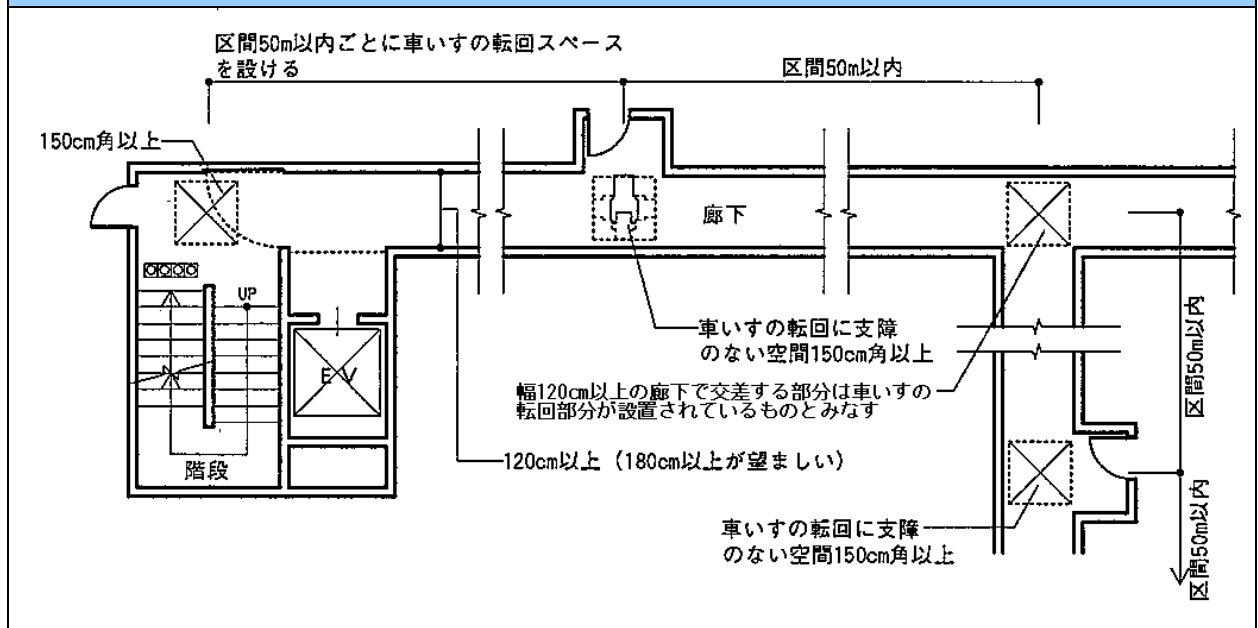
■ 誘導基準

- 1 有効幅員 ○主要な廊下等の有効幅員は、180cm 以上とすることが望ましい。ただし、端の近傍及び 50m以内ごとに 2 人の車椅子使用者がすれ違うことのできるスペースを設けている場所は、140cm 以上とすることができる。
- 2 床面仕上げ ○転倒に対して衝撃の少ない材料とすることが望ましい。ただし、カーペットの場合は、毛足の長いものは車椅子の操作が極端に重くなるために避けること。
- 3 突出部 ○廊下に、突出部は避けることが望ましい。柱型、壁等の凹凸がある場合、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう措置することが望ましい。
○やむを得ず高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、突出部を 10cm 以下とすることが望ましい。
- 4 手すり ○福祉施設又は医療施設の廊下等には、手すりを設置することが望ましい。その他の施設にあっても必要に応じて設けることが望ましい。手すりの構造は以下のとおりとすることが望ましい。
(a) 手すりは連続して設ける。
(b) 握りやすい形状のもので、下側から支持する。
(c) 端部は下方向又は壁方向に曲げる。
(d) 出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を点字表示することが望ましい。
○両側に連続して設けることが望ましい。
○高齢者、障害者若しくは子どもの利用が多い施設では、手すりを 2 段とすることが望ましい。
○手すりは突出部にそって設けることが望ましい。
- 5 折れ曲り部 ○廊下等の交差部分及び折れ曲り部分は、すみ切りをすることが望ましい。
- 6 車椅子当たり ○床面から 15cm から 35cm 程度の高さに設置することが望ましい。
- 7 照明 ○照明はむらなく明るくすることが望ましい。
- 8 ガラス ○衝突の恐れがある箇所には、安全なガラスを用いることが望ましい。
- 9 防火戸 ○防火戸は一目見てわかる配置・デザインとすることが望ましい。
○防火戸には段を設けない。

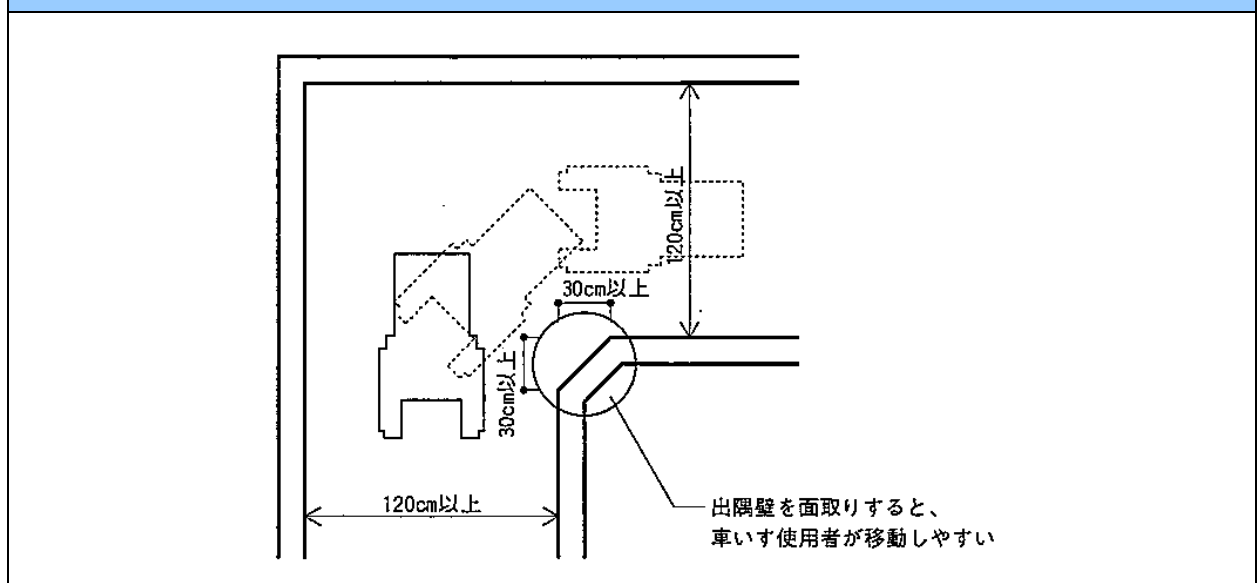
廊下の整備例



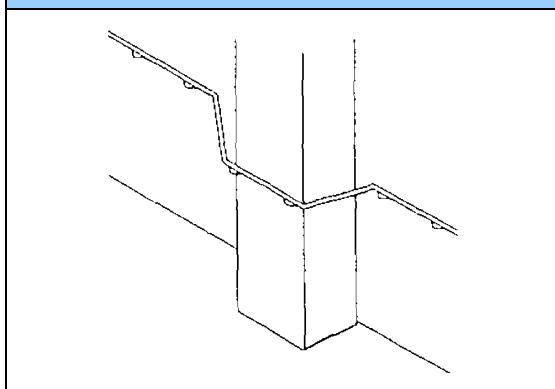
有効幅員及び車椅子転回部分の整備例



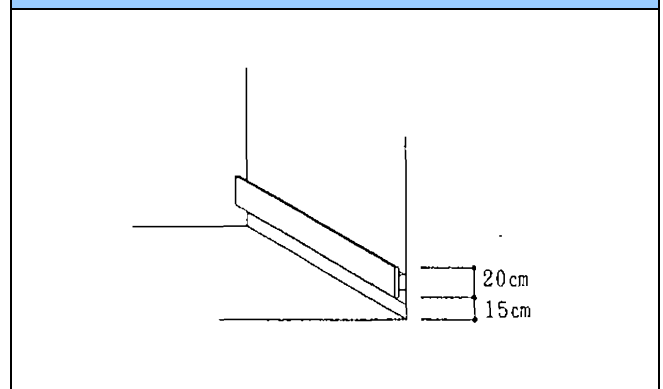
折れ曲がり部のすみ切りの例



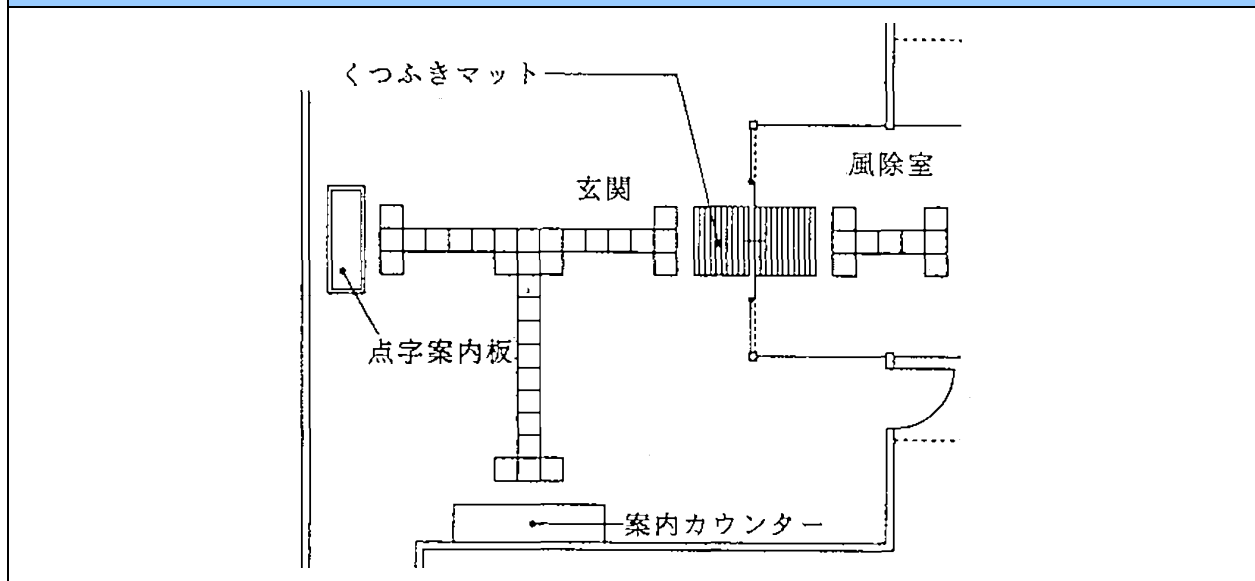
突出部分の手すりの例



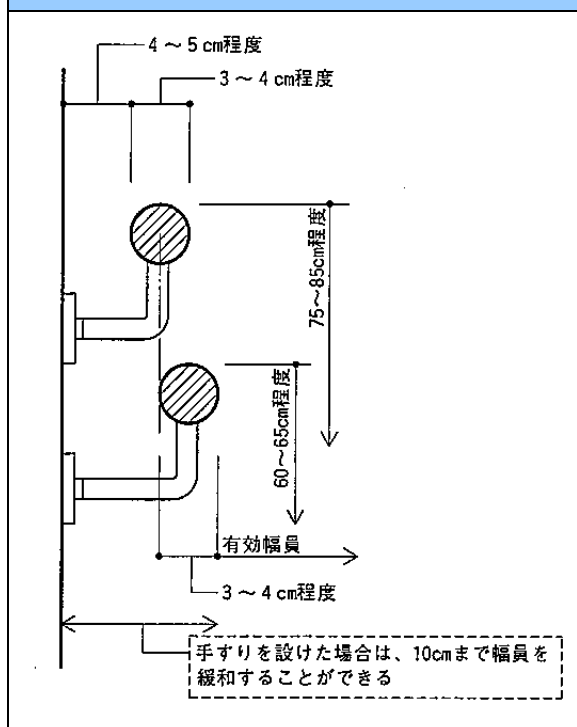
車椅子当たりの例



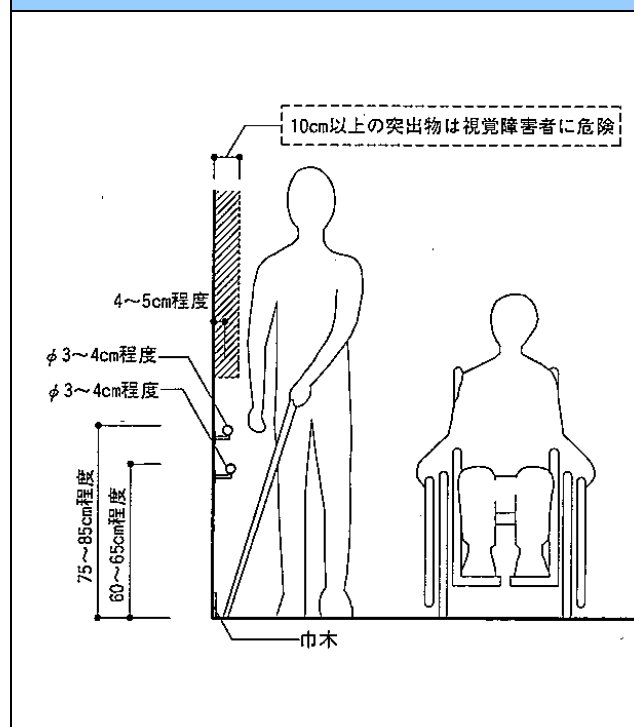
外部出入口から受付等までの整備例



手すりと有効幅員



壁面の配慮



6 階段

■ 基本的な考え方

階段は、障害者等の方々にとって大きな負担となり、転落等の事故の危険性が高いため、安全性の確保や負担の軽減に配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

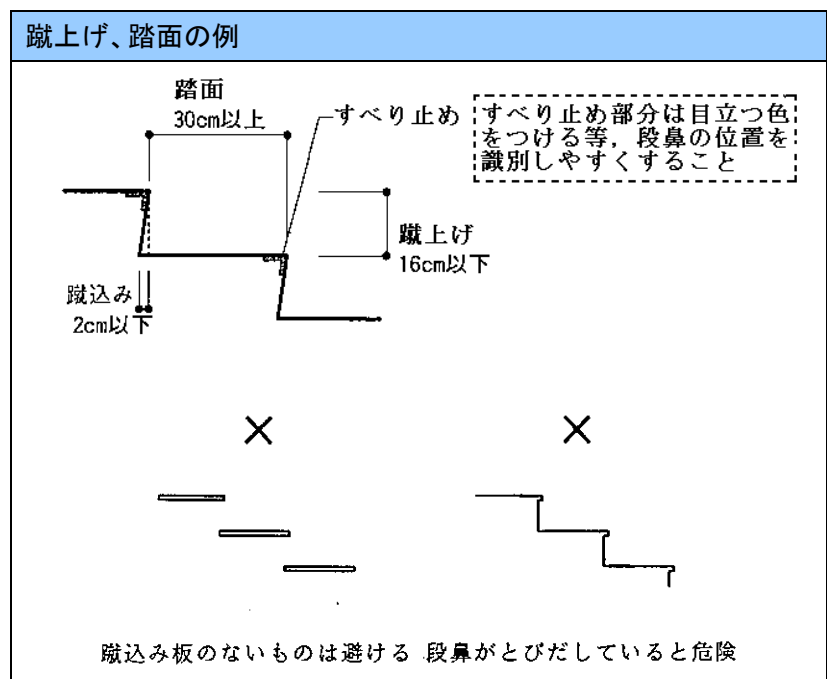
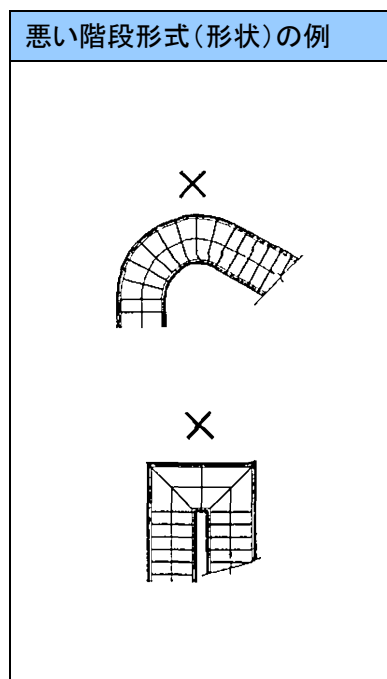
■ 整備基準

不特定多数の者が利用し、直接地上へ通じる出入口がない階に通じる階段は、次に掲げる基準に適合させること。

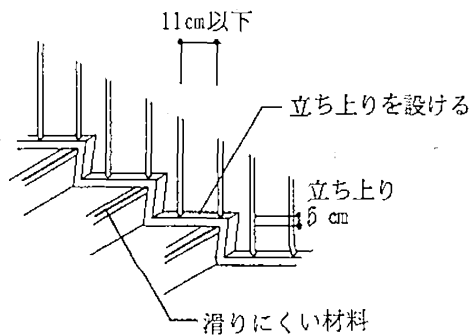
- | | |
|----------|--|
| 1 形式 | ●建築物の構造上困難な場合を除き、主たる階段には、回り段を設けない。 |
| 2 蹴上げ、踏面 | ●段は、識別が容易で、かつ、つまずきにくい構造とする。 |
| 3 表面仕上げ | ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 |
| 4 手すり | ●階段には手すりを設ける。 |
| 5 立ち上り | ●階段には、立ち上りを設けること。 |
| 6 案内、誘導 | ●上端に近接する踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設する。
ただし、バリアフリー法施行令第12条第5号ただし書きの規定により視覚障害者の利用上支障ないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
(平成18年国土交通省告示第1497号) |

■ 誘導基準

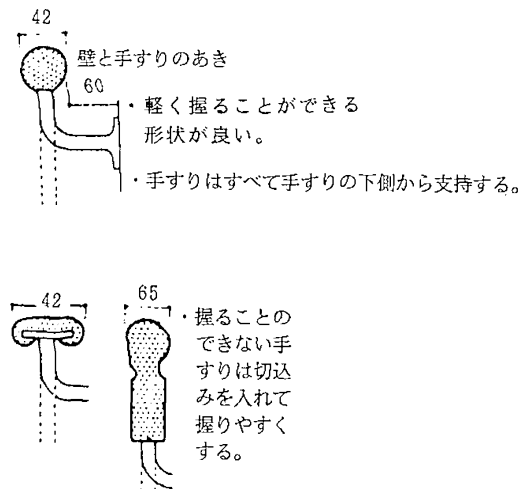
- 1 有効幅員 ○階段及び踊り場の有効幅員は 150cm 以上とすることが望ましい。
- 2 蹴上げ、踏み面 ○蹴上げは 16cm 以下、踏み面は 30cm 以上であることが望ましい。
- 3 手すり ○手すりの設置は次のとおりとすることが望ましい。
 - (a)手すりの高さは、75cm から 85cm の位置にあるようにする。
 - (b)握りやすい形状のもので、下側から支持するようにする。
 - (c)手すり子の間隔は 11cm 以下とする。
 - (d)端部は 30cm 以上の水平部分を設け、下方又は壁方向に曲げる。
 ○廊下等の手すりと連続して設けることが望ましい。
 ○両側に手すりを設けることが望ましい。
 ○高齢者、障害者若しくは子どもの利用が多い施設においては、手すりを 2 段とすることが望ましい。
- 4 案内、誘導 ○手すり子の端部に、階段及び上り、下りがわかるように点字による表示を行うことが望ましい。
- 5 照明 ○照明はむらなく明るくすることとし、必要に応じてフットライトを設置することが望ましい。
- 6 避難階段等 ○避難階段等には車椅子使用者の一時避難スペースを確保することが望ましい。



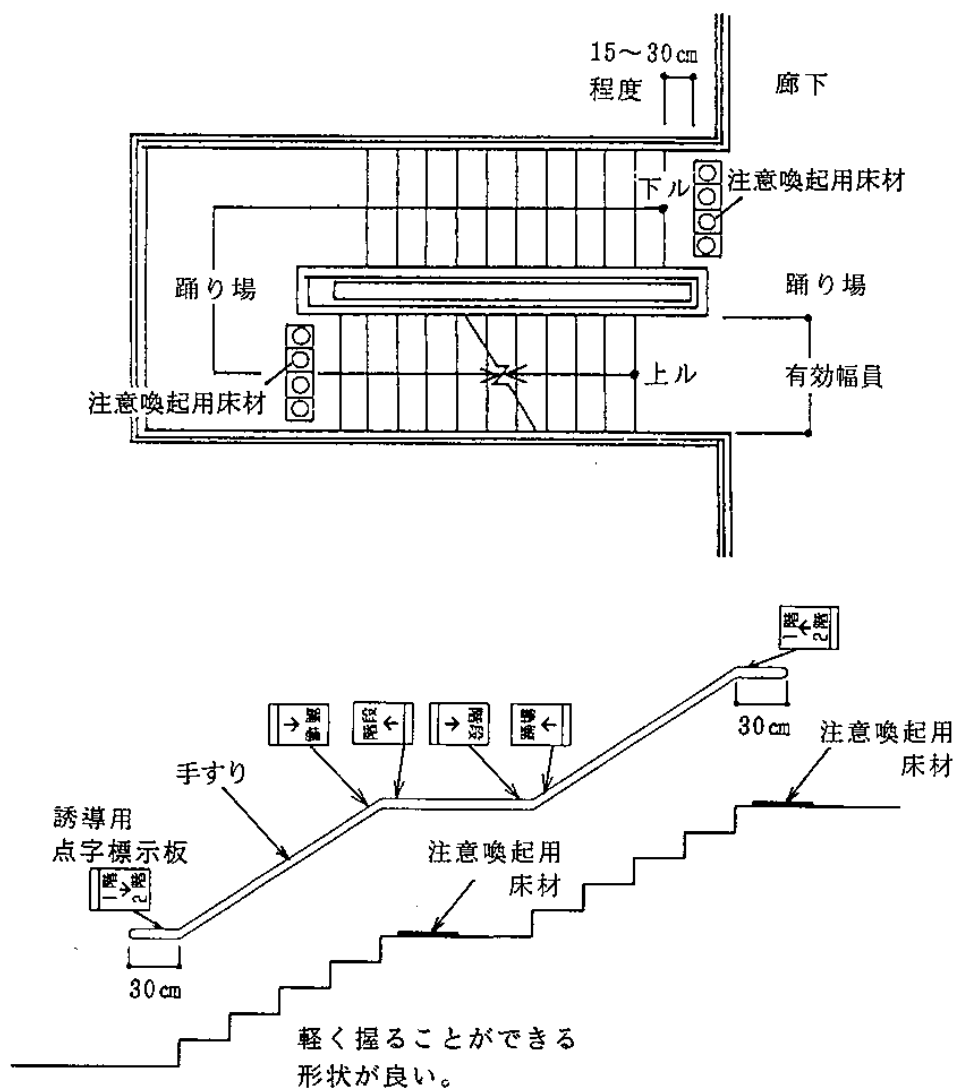
立ち上りの例



手すりの形状



案内誘導の例



7-1 昇降機(エレベーター)

■ 基本的な考え方

エレベーターは、障害者の方々にとって最も有効な垂直移動の方法です。垂直移動が必要な施設には、できる限りエレベーターを設置し、障害者等の方々が安全に利用できるよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

特別支援学校以外の学校を除く公益的施設で床面積の合計が2,000㎡以上のもの^{注)}には、次に掲げる基準に適合した昇降機(専ら駐車場の用に供される建築物については、車椅子使用者用駐車区画が設けられている階に停止するものに限る。)を設けること。ただし、当該公益的施設の利用者が外部出入口のある階でサービスを受け、又は商品を購入することができる等の措置を講じる場合については、この限りでない。

- | | |
|--------------------|--|
| 1 有効幅員 | ●昇降室の出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 |
| 2 大きさ | ●昇降室の床面積は 1.83 ㎡以上で、奥行きは 135cm 以上とする。 |
| 3 昇降室の内部 | ●昇降室内には、昇降室の停止する予定の階を表示する装置及び昇降室の現在位置を表示する装置を設ける。
●昇降室の床面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。 |
| 4 案内、誘導 | ●昇降室内及びエレベーターホールには、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に制御装置を設ける。 |
| 5 エレベーター
ホール | ●エレベーターホールは 150cm×150cm 以上の広さとする。 |
| 6 視覚障害者用
誘導装置…※ | ●昇降室内には、昇降室が停止する予定の階並びに昇降室及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。
●エレベーターホールには、到着する昇降室の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。ただし、昇降室内に、昇降室及び昇降路の出入口の戸が開いた時に昇降室の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。
●昇降室内及びエレベーターホールに設ける制御装置(車椅子使用者用は除く)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。 |

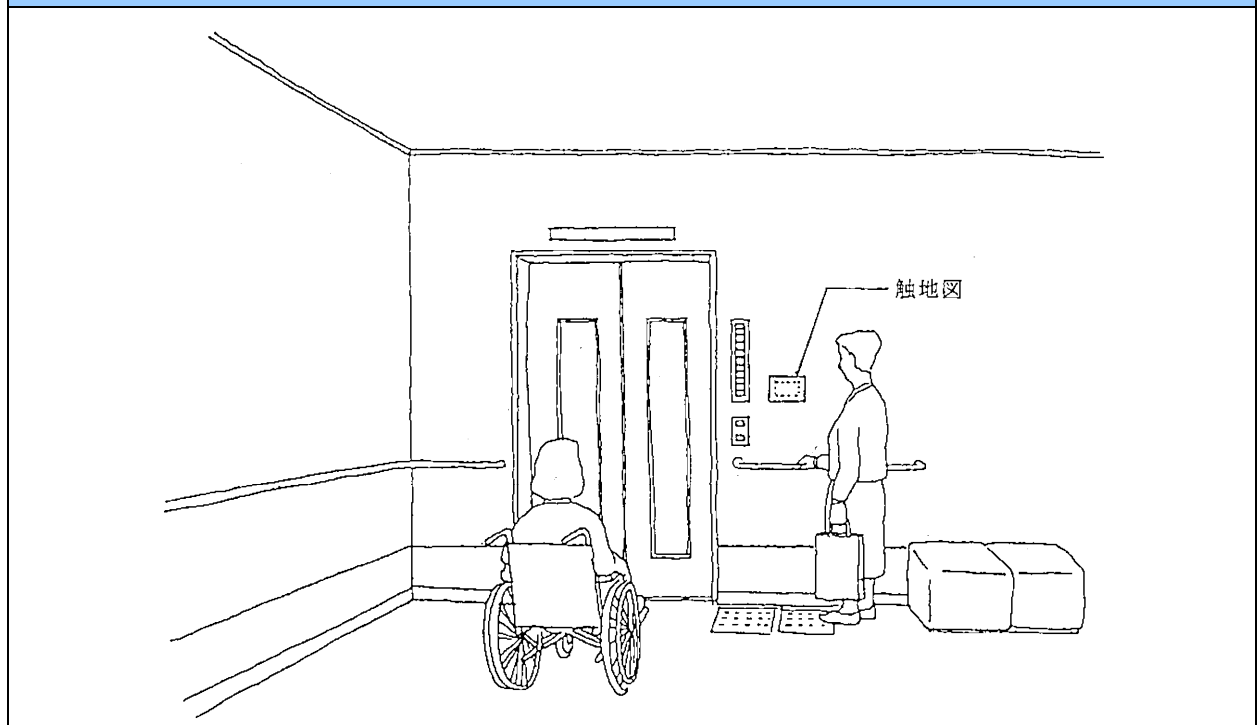
※ バリアフリー法施行令第 19 条第 2 項第 5 号りただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、除かれる。(平成 18 年国土交通省告示第 1494 号)

■ 誘導基準

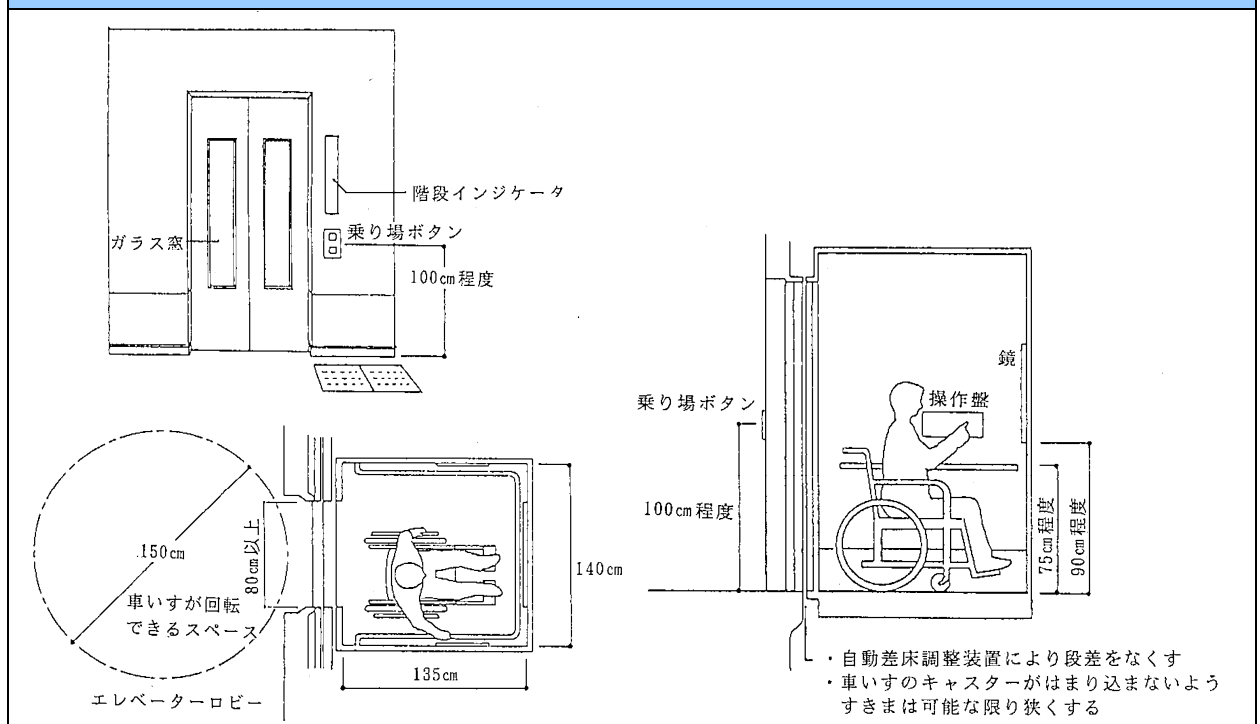
- | | |
|---------------------|--|
| 1 有効幅員 | ○昇降室及び昇降路の出入口の有効幅員は、90cm 以上とすることが望ましい。 |
| 2 大きさ | ○昇降室の床面積は 2.09 m ² 以上で、奥行きは 135cm 以上とすることが望ましい。 |
| 3 乗り場ボタン | ○高さ 100cm 程度の位置に、大きくて操作しやすい専用の乗り場ボタン(戸の開放時間が 10 秒以上となるもの)を設けることが望ましい。 |
| 4 建物床と昇降室との関係 | ○自動差床調整装置を設けることが望ましい。
○車椅子のキャスターがはまり込まないよう、隙間は可能な限り狭くする。 |
| 5 昇降室の内部 | ○昇降室の正面壁面に、戸の開閉状態を確認することができる鏡(縦 90cm、横 60cm 程度のもの)を高さ 90cm の位置に取り付けることが望ましい。
○防災対策上等可能な場合は、ガラス窓を設けることが望ましい。 |
| 6 手すり | ○昇降室内の左右両側側面及び正面壁の高さ 75cm から 85cm 程度の位置に手すりを設けることが望ましい。 |
| 7 車椅子当たり | ○昇降室の床面から 15cm から 35cm 程度の高さに設置することが望ましい。 |
| 8 案内、誘導 | ○エレベーター出入口の扉から 30cm 離して注意喚起用床材を敷設することが望ましい。
○エレベーターホールには、触地図を設けることが望ましい。 |
| 9 呼出し設備 | ○昇降室の内部には、車椅子使用者が利用しやすい位置に緊急呼出しボタン及びインターホンを設けることが望ましい。 |
| 10 基準適合の
際
表示 | ○障害者が利用できるよう整備されたエレベーターの入口には、障害者のための国際シンボルマークを表示することが望ましい。 |
| 11 エレベーター
ホール | ○エレベーターホールは 180cm × 180cm 以上の大きさとすることが望ましい。
○エレベーターホール付近に階段若しくは段を設ける場合は車椅子使用者等の転落防止策を講じるなど、その配置に十分注意する。 |

注) 整備基準は、特別支援学校以外の学校を除く公益的施設で床面積の合計が 2,000 m²以上のものに設置する昇降機が適合すべき技術基準として示されており、また、その技術基準に適合した昇降機を設置することを求めているが、その他の適用施設における昇降機の整備基準は明示的には示されていない。しかし、障害者の方々の垂直移動手段として、できる限り昇降機を設置することが望ましく、設置しようとする場合においては、整備基準に示された技術基準に適合したものとすることが望ましい。

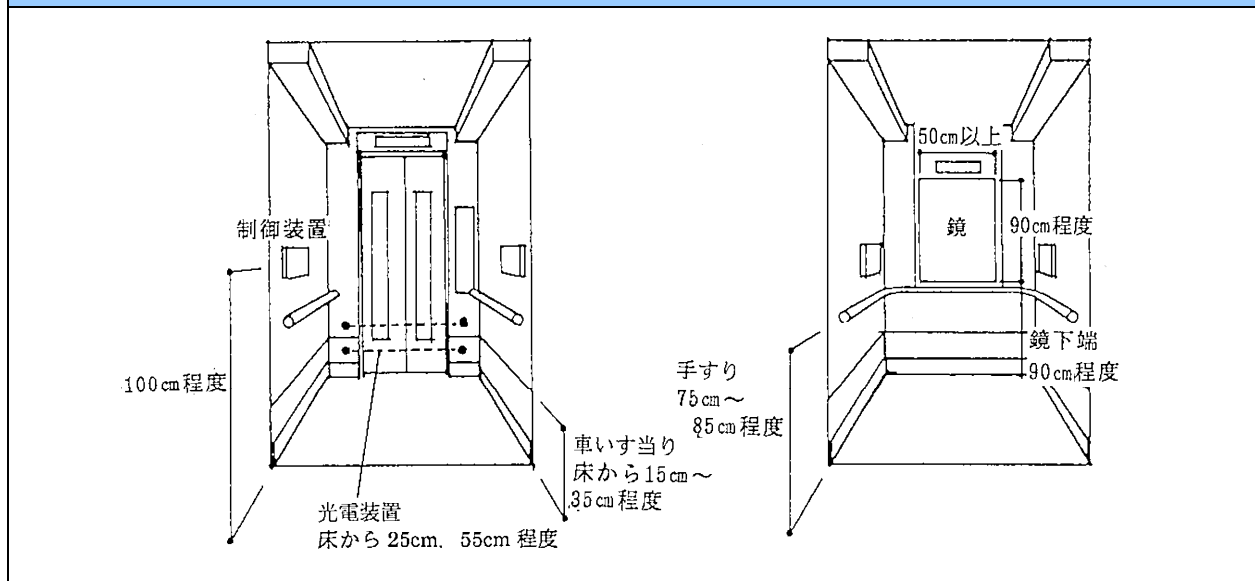
ロビー廻りの整備例



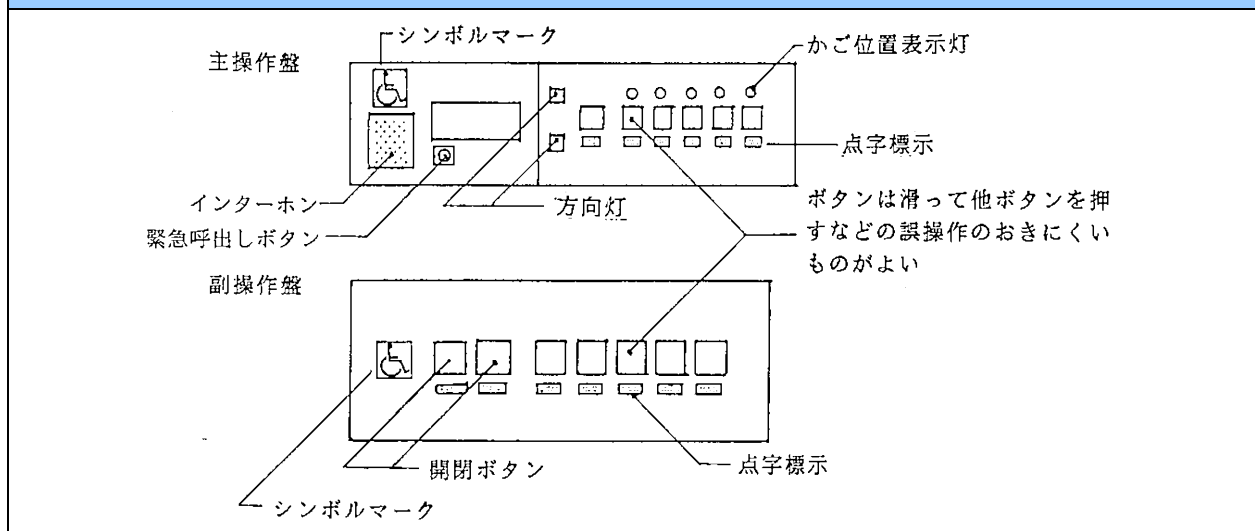
エレベーターの仕様



昇降室の内部の例



車椅子使用者用の制御装置の例



7-2 昇降機(エスカレーター)

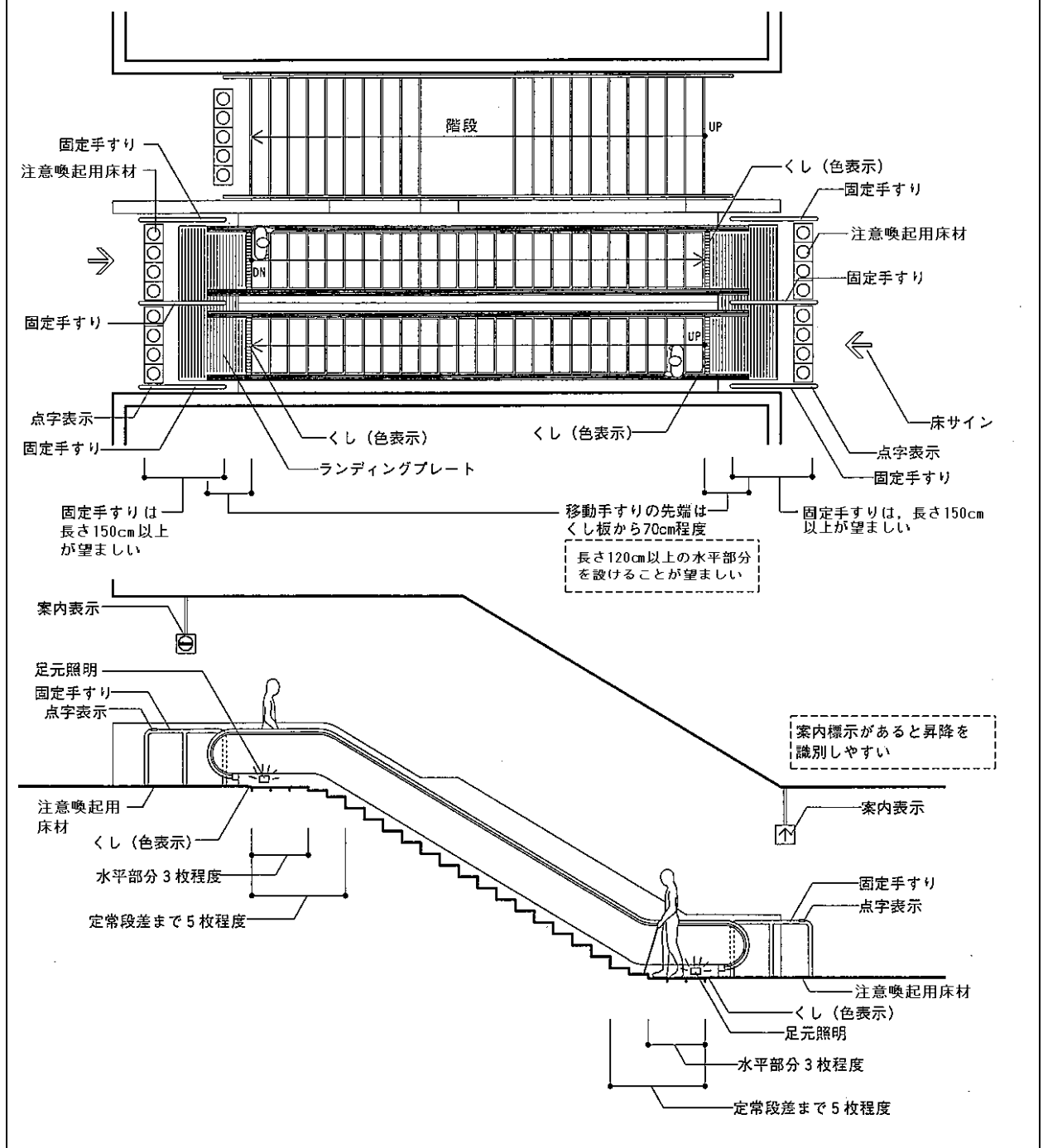
■ 基本的な考え方

エスカレーターは、人が大量に垂直移動するのに便利で有効な方法ですが、転倒時などに大きな事故となる危険性があるため、誰もが安全に利用できるよう配慮することが必要です。

■ 誘導基準

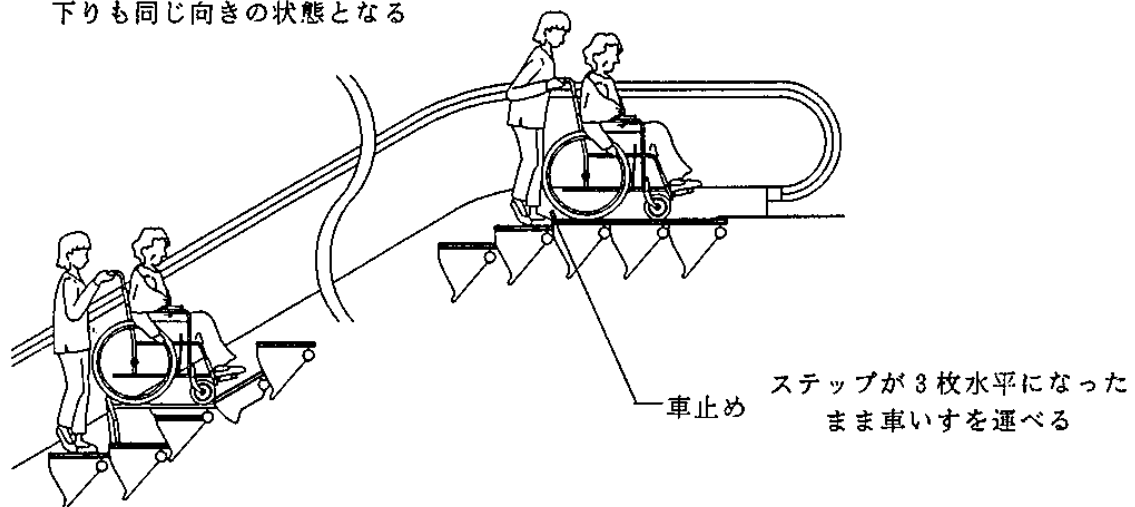
- | | |
|-----------|--|
| 1 有効幅員 | ○有効幅員は、100cm(1200 型)とすることが望ましい。 |
| 2 手すり | ○乗降口のまわりには、長さ 150cm 以上の固定手すりを設けることが望ましい。
○乗降口の移動手すりには、長さ 120 cm以上の水平部分を設けることが望ましい。 |
| 3 ステップ | ○ステップの水平部分は 3 枚程度とし、また、定常段差となるまで 5 枚程度とすることが望ましい。
○ステップの端部や蹴込み部分両端部は、はさまれ事故、転倒事故を防止するために利用者への注意を喚起することが望ましい。黄色系でわかりやすく表示する。 |
| 4 くし板 | ○くし板は、ステップ部分と区別がつくように、色による縁取りがされていることが望ましい。
○くし板はできるだけ薄くすることが望ましい。 |
| 5 速度 | ○エスカレーターの速度は毎分 30m以下とすることが望ましい。 |
| 6 案内、誘導 | ○車椅子用エスカレーターは、車椅子で利用できることを表示する案内標示を設けることが望ましい。
○固定手すりには現在地、上り、下りがわかるよう点字による表示を行うことが望ましい。
○注意を喚起するため、音声による案内、誘導装置を設けることが望ましい。 |
| 7 呼出設備 | ○車椅子使用者及び高齢者のための、乗降口付近に呼出インターホンを設けることが望ましい。 |
| 8 非常停止ボタン | ○乗降口の近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設けることが望ましい。 |

高齢者等に配慮したエスカレーターの場合



車椅子対応エスカレーターの場合

下りも同じ向きの状態となる



8 共同便所

■ 基本的な考え方

障害者等の方々が外出した際には、利用しやすい便所が多く整備されていることが望めます。利用しやすい便所を設置する場合には、一般便所と車椅子使用者用便房等を併設するよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

● 共同住宅を除く施設

■ 整備基準

共同便所は、適用施設の区分と便房の区分の組み合わせに応じた次表の該当欄によって、多目的便房、車椅子使用者用便房が配置された便房を設けること。

		多目的便房 の設置必要数	車椅子使用者用便房 の設置必要数	共同便所 の設置個所数
適用 施設	次の施設を除く 適用施設	—		
	【対象施設】 ・医療施設 ・文化施設 ・集会施設 ・劇場等 ・体育館 ・物品販売業を営む店舗等 （卸売市場を除く） ・官公庁の施設	建築物全体で1以上	共同便所を設ける 階において1以上 （多目的便房を設 けた場合も含まれ る。）※2 （バリアフリー法 施行令第14条第 2項の規定と同 じ）	各階に1以上 ※1 （バリアフリー法 施行令第14条第 1項の規定と同 じ）
	駅舎等	建築物全体で1以上 （乗降客人数 5,000 人/日以上の場合）		

※1 バリアフリー法施行令第14条第1項の規定により、当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階は、除かれる。（令和6年国土交通省告示第1074号）

※2 バリアフリー法施行令第14条第2項のただし書の規定により、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（施行令第19条第1項第1号及び第2項第5号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りではない。（令和6年国土交通省告示第1074号）

車椅子使用者用便房を設ける場合、次に掲げる基準に適合させること。

- 1 車椅子使用者 用便房 ●車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房とする。
●車椅子使用者用便房を男性用及び女性用に区分をする場合は、それぞれに設け、又は男性女性共に利用できるものを設ける。
- 2 出入口(車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある共同便所の出入口)
●有効幅員は、80cm 以上とする。
●車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造とする。
●戸を設ける場合は、自動開閉式その他車椅子使用者が円滑に通過できる構造とする。

多目的便房を設ける場合、次に掲げる基準に適合させること。

- 1 多目的便房 ●多目的便房は、次に掲げる設備を配置した車椅子使用者用便房とすること。
(a) 人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者(以下「オストメイト」という。)が円滑に利用できるよう洗浄用温水シャワー付き汚物流しを設ける。
(b) 荷物を置くことができる棚、衣服を掛けるための金具等その他の設備を適切に配置する。
(c) 乳幼児椅子、乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替え等ができる設備を設ける。
- 2 標示 ●多目的便房を設けたときは、当該便房のある共同便所の出入口付近にその旨を分かりやすい方法により標示する。

男性用小便器を設ける場合は、次に掲げる基準に適合させること。

- 男性用小便器を設ける場合は、1以上を手すりを設けた床置き式その他これに類するものとする。

■ 誘導基準

車椅子使用者用便房及び多目的便房に共通する誘導基準

- 1 配置 ○高齢者・障害者等が使いやすい位置に配置することが望ましい。
○一般便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることが望ましい。
- 2 出入口 ○車椅子使用者用便房及び多目的便房の出入口及び当該便房のある共同便所の出入口の有効幅員は、90cm 以上とすることが望ましい。
- 3 扉の構造 ○扉は非常の場合を考慮して、外部から解錠できるようにすることが望ましい。
○引き戸式の場合は、握り手は棒状若しくはレバー式とすることが望ましい。
- 4 床面の仕上げ ○転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとすることが望ましい。
- 5 手すり ○水平手すりの片側は可動式とすることが望ましい。
○垂直手すりは、壁に固定することが望ましい。ただし、やむを得ず床に固定する場合は、固定下部が車椅子の移動に支障とならないものとする。
- 6 紙巻器 ○便座に腰をかけたまま利用できる位置に設けることが望ましい。
- 7 洗浄ボタン ○洗浄ボタンは、紙巻器の上方に設け、大型のレバー式、押しボタン式、自動感知式などの操作しやすい形状のものとするとともに、他のボタンと分かりやすく識別できるように配慮することが望ましい。
○両側又はそれに変わる位置に設けることが望ましい。
- 8 非常呼出し装置等 ○呼出しボタンを、便器洗浄ボタンと同じ高さで便器後方側に設けることが望ましい。
○便房内に確認ランプ付きの呼出し装置^{注)}、便所の廊下側壁に非常呼出し表示ランプ、事務所の警報盤を設けることが望ましい。
○呼出しボタンは、転倒した場合に容易に操作できる位置にも設けることが望ましい。
- 9 手洗器 ○手洗器は便座に腰をかけたまま利用できる位置に設けることが望ましい。
○手洗器具は、レバー式、光感知式など簡単に操作できるものとすることが望ましい。
- 10 汚物入れ ○汚物入れは通常よりも大きなものを、手の届く範囲に設けることが望ましい。
- 11 棚、フック ○壁には車椅子使用者の利用の支障にならない位置に、手荷物を置く棚やフック等を設けることが望ましい。
- 12 表示 ○車椅子使用者用便房等を設けた便所の案内、標示は次のとおりとすることが望ましい。
(a) 便所の入口には、障害者のための国際シンボルマークを取付け、併せて誰でも利用できる旨の表示をする。
(b) 便所使用中の標示は、施錠と連動させ、目につきやすい位置に設置する。
(c) 建物の主要な箇所に、車椅子使用者用便房等を設けた便所の位置を表示し誘導する。
- 13 長椅子、大型ベッド等、着替え台 ○長椅子又は大型ベッドを用意することが望ましい。
○大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する
○着替え台を設けることが望ましい。

車椅子使用者用便房

- 1 車椅子使用者用便房 ○多数の者が利用する便所内に、車椅子使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)とすることが望ましい。
- 2 大きさ ○車椅子使用者便房の大きさは、便器、手洗器の位置、便器への移乗、方向転換、出入等を考慮し、内方寸法を 200cm×200cm 以上とすることが望ましい。ただし、床面積 2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の建築する場合に設ける車椅子使用者用便房の場合は、内方寸法を 220cm×220cm 以上とすることが望ましい(以下、多目的便房についても同じ。)。
- 3 便器 ○正面からのアプローチを確保し、左右から側面移乗できるようにすることが望ましい。
- 4 鏡 ○鏡を設けることが望ましい。
○鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から 100cm 以上の高さとすることが望ましい。

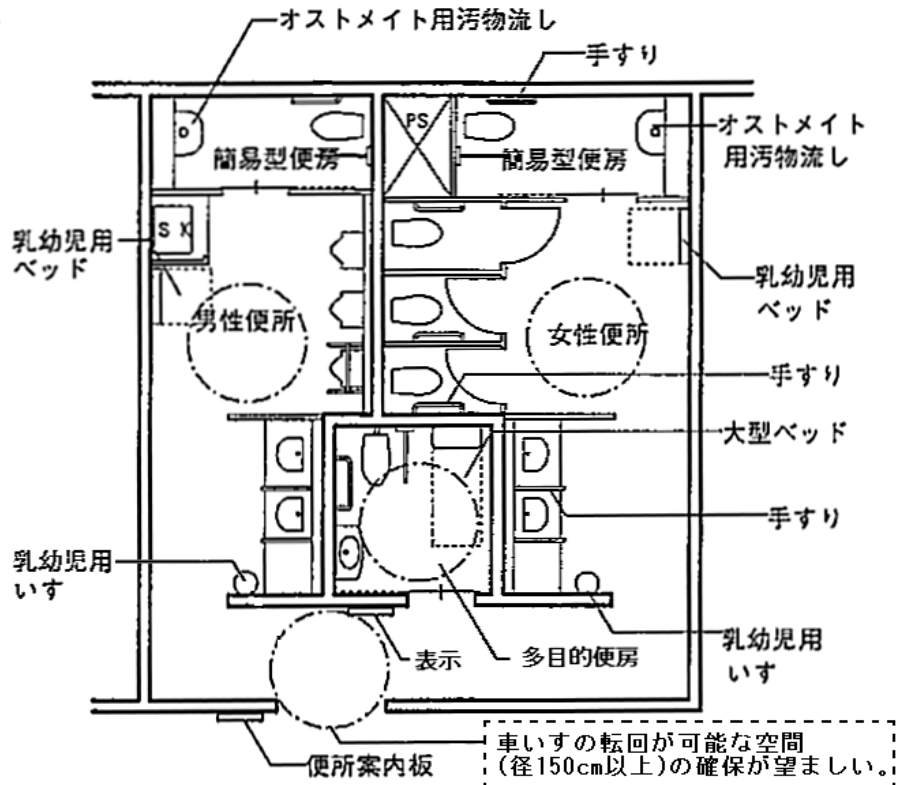
多目的便房

- 1 設備の配置 ○限られたスペースにおいて、車椅子使用者が利用可能なよう、出入口の位置やドアなどについて工夫する。
- 2 大きさ ○車椅子使用者便房の大きさは、便器、手洗器の位置、便器への移乗、方向転換、出入等を考慮し、内方寸法を 200cm×200cm 以上とすることが望ましい。
- 3 オストメイト用設備 ○オストメイト用汚物流しは、利用者の身長に合わせて高さが変えられることが望ましい。
○オストメイトの利用に配慮してパウチ(排泄物をためておく袋)、ペーパーホルダー、汚物入れ、着替え用のマットや台、衣服を置く台及び着替え時の姿勢保持のための手すり等を設けることが望ましい。
- 4 鏡 ○オストメイトのための鏡は、全身を映すことができるものが望ましい。
- 5 標示 ○便所の出入口及び便房の扉には、利用に適した機能を有していることをわかりやすく表示する。

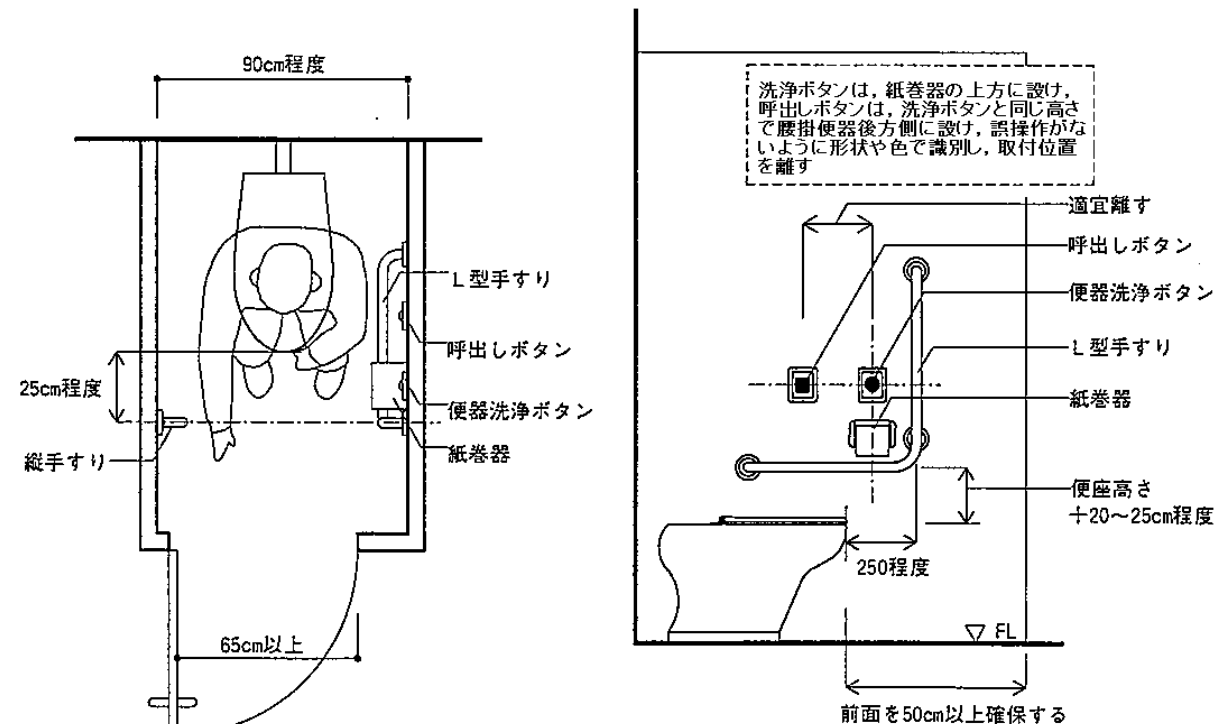
その他の誘導基準

- 1 腰掛便座の設置 ○各便所に、1以上の腰掛便器を設けることが望ましい。
- 2 小便器 ○小便器水洗装置は、光電管方式とすることが望ましい。
○小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。
- 3 洗浄装置 ○ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き出し文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすい配慮をすることが望ましい。

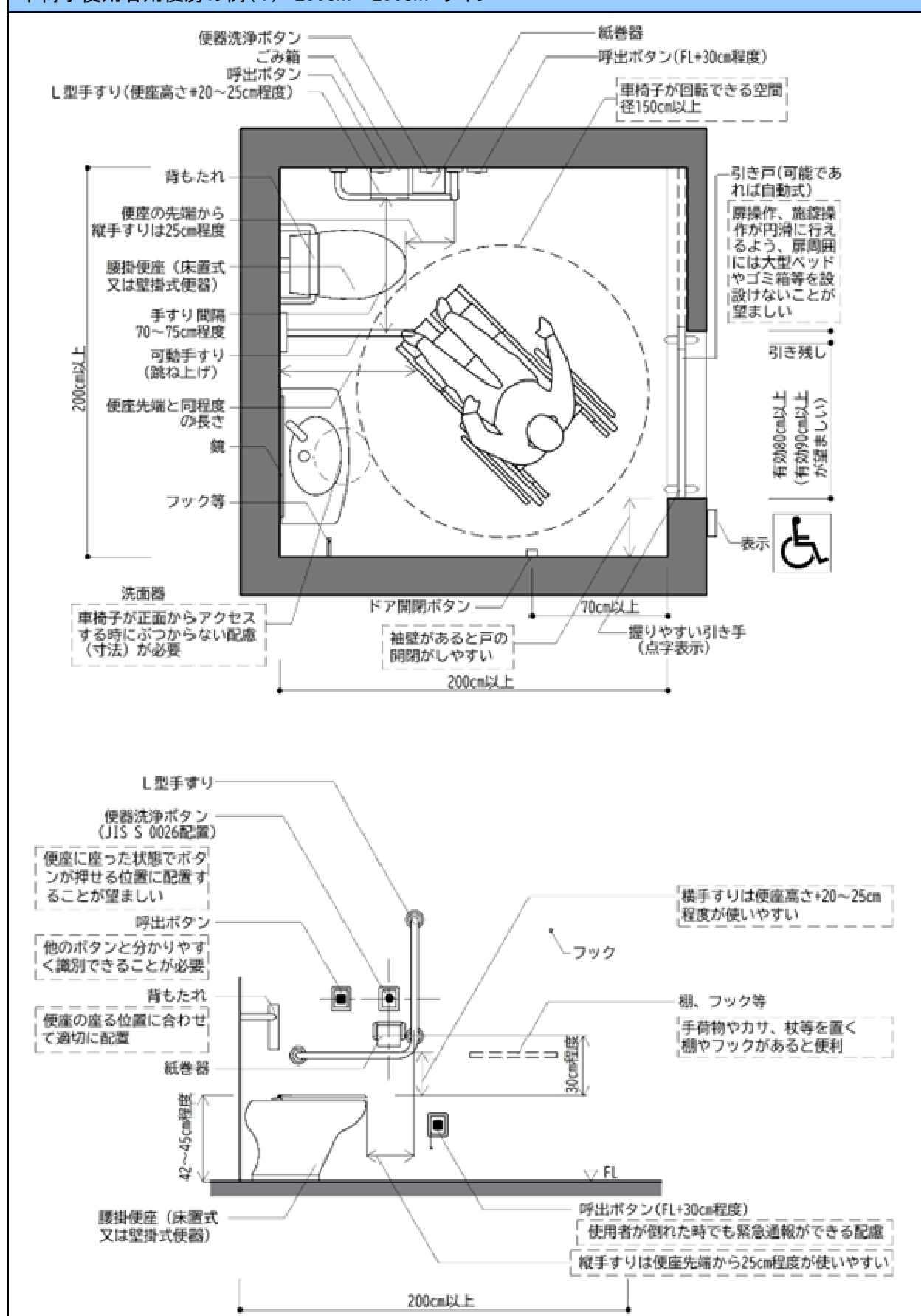
便所の配置例



高齢者利用に配慮した一般便所の例

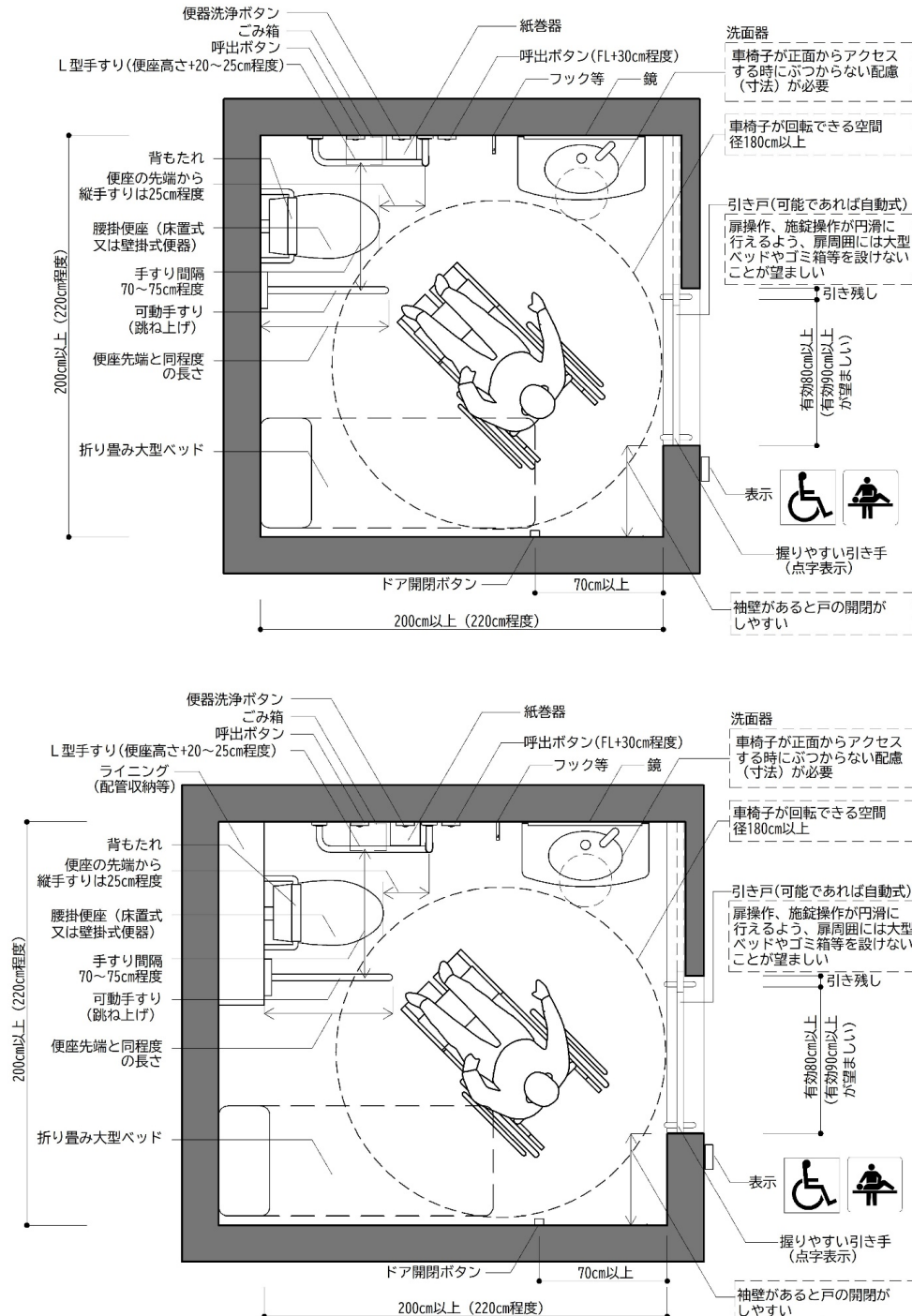


車椅子使用者用便房の例(1) 200cm×200cm タイプ

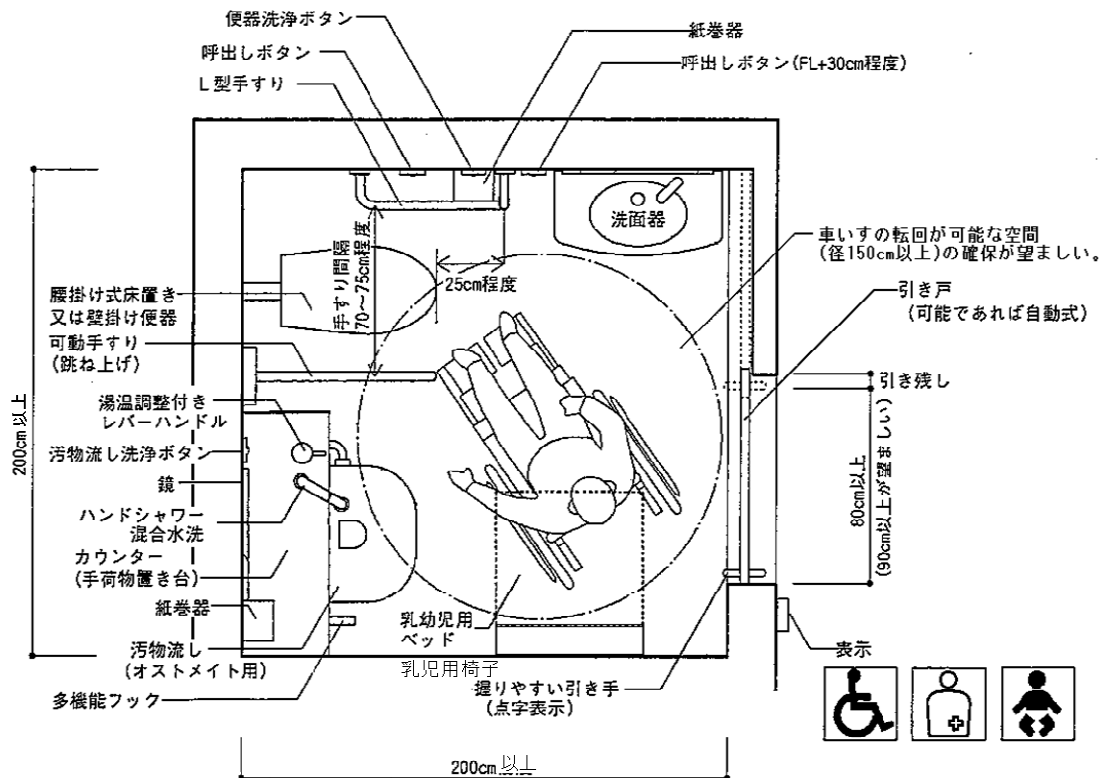


車椅子使用者用便房の例(2)

<床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の建築する場合に設ける車椅子使用者用便房の例>

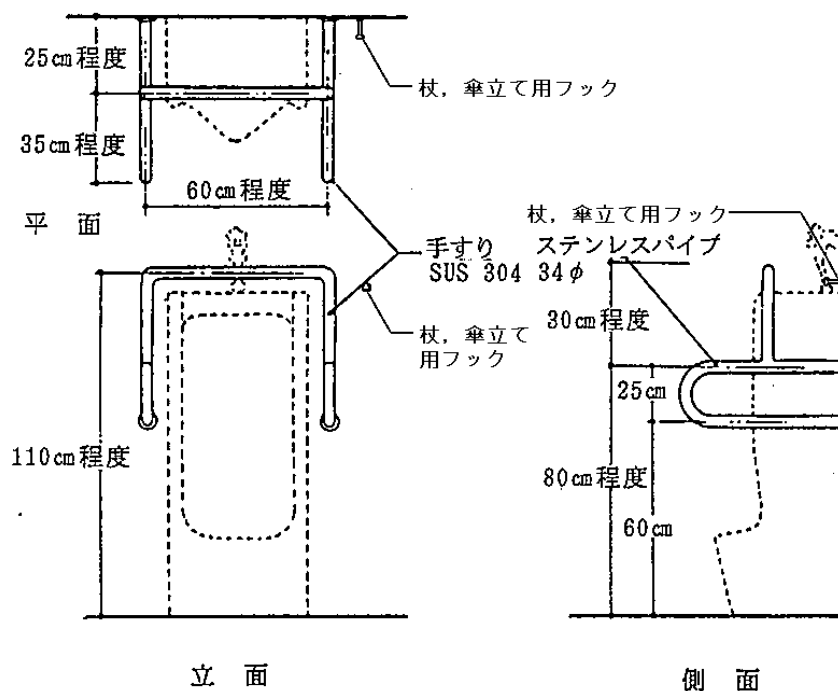


多目的便房の例



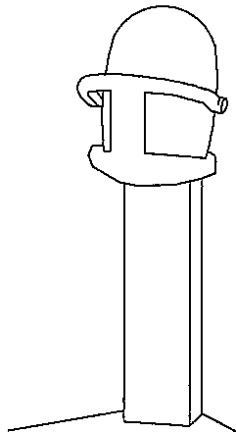
オストメイトの利用に配慮してパウチ（排泄物をためておく袋）、ペーパーホルダー、汚物入れ、着替え用のマットや台、衣服を置く台及び着替え時の姿勢保持のための手すり等を設けることが望ましい。

小便器の手すりの例

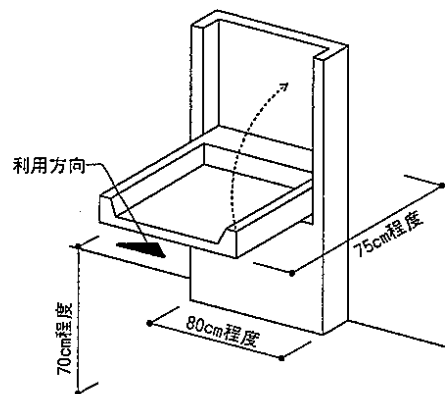


乳幼児用椅子・乳幼児用ベッドの例

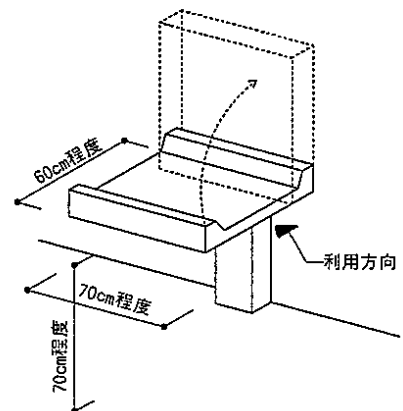
● 乳幼児用いす
(生後5ヶ月～2歳半程度)



● 壁・床取付乳幼児用ベッド
(生後1ヶ月～2歳半程度)

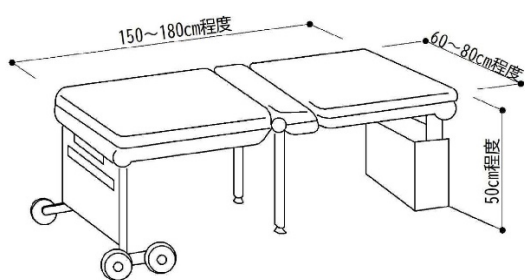


● 壁取り付け乳幼児用ベッド
(生後1ヶ月～2歳半程度)

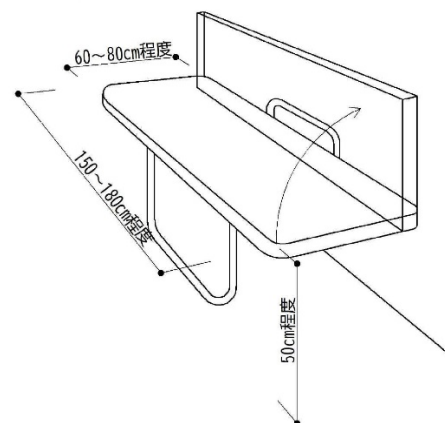


大型ベッド(幼児～大人まで)の例

○短辺方向に折り畳む大型ベッド



○長辺方向に折りたたむ大型ベッド



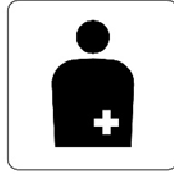
便房設備の表示例



障害のある人が
使える設備



介助用ベッド



オストメイト用設
備／オストメイト



乳幼児用設備

9 共同洗面所

■ 基本的な考え方

共同洗面所は、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

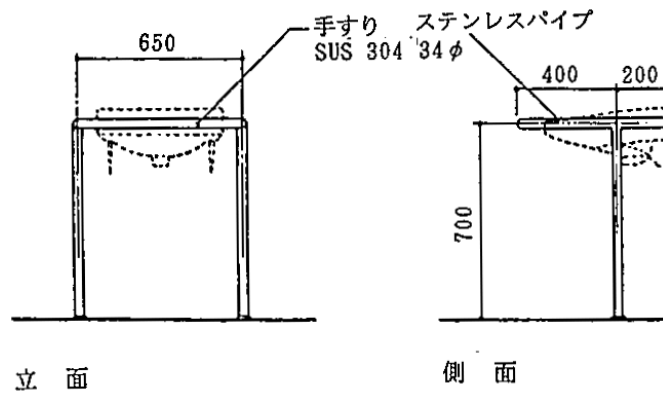
共同洗面所を設ける場合は、1以上を次に掲げる基準に適合するものとする。

- 1 出入口 ●共同洗面所の出入口は、「4 内部出入口」の基準に適合する構造に準じたものとする。
- 2 洗面所 ●1以上の洗面器は次のいずれにも該当するものとする。
 - (a)洗面器の高さは70cm程度の位置に設ける。
 - (b)周囲に手すりを設けるかカウンター方式とする。
 - (c)水栓器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする。
 - (d)男性用及び女性用の区分をする場合は、それぞれに設け、又は男性女性共に利用できるものを設ける。

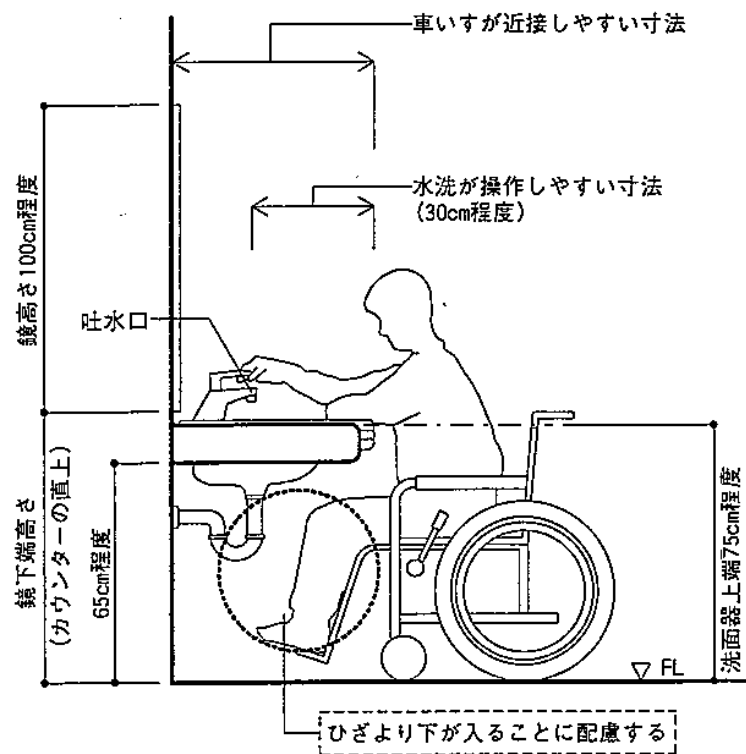
■ 誘導基準

- 1 鏡 ○車椅子使用者の利用に配慮して、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm程度の高さで設置することが望ましい。

洗面器の高さと手すりの例



車椅子使用者が利用しやすい洗面化粧台の例



10 共同浴室

■ 基本的な考え方

浴室は、障害者等の方々にとって、転倒などの危険性のある場所であるため、安全で利用しやすいよう配慮する必要があります。

■ 適用施設

- 老人福祉センター等
- 医療施設
- 宿泊施設
- 公衆浴場

■ 整備基準

共同浴室を設ける場合は、次に掲げる基準に適合させること。

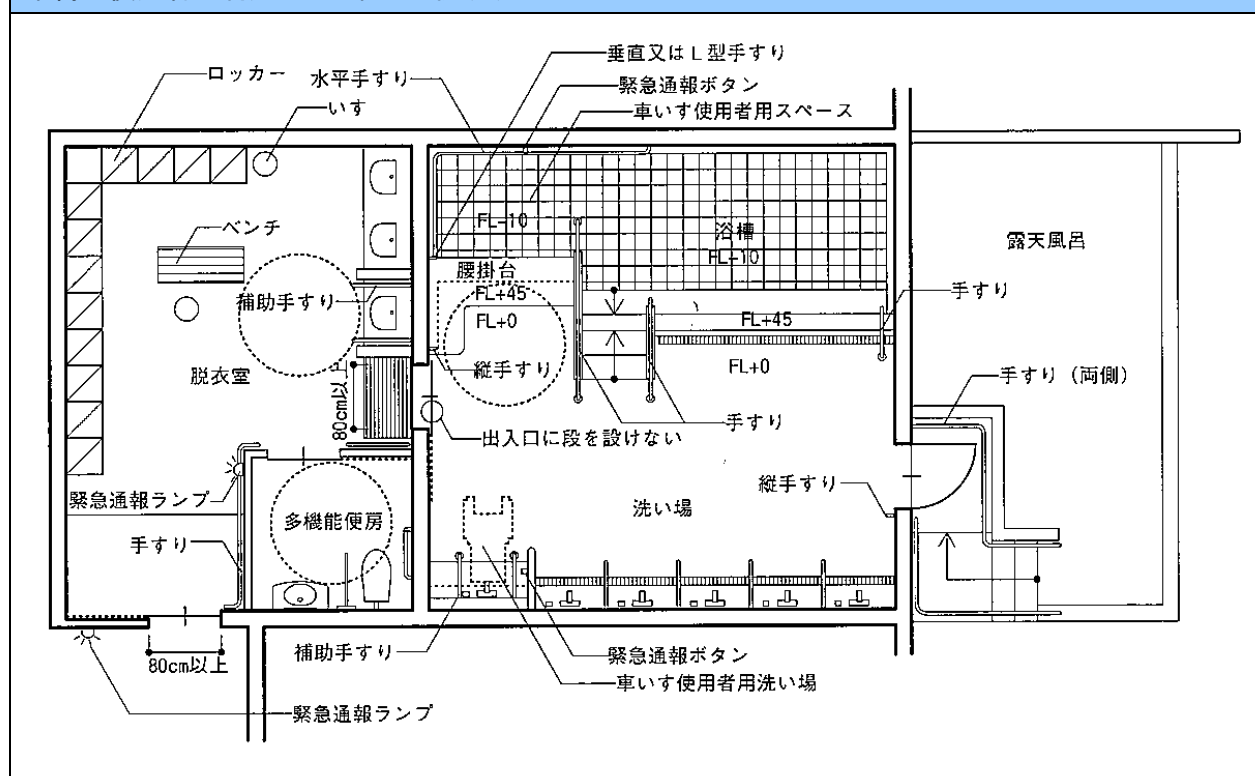
- | | |
|-------------|--|
| 1 出入口 | ●出入口の有効幅員は 80cm 以上とする。 |
| 2 扉 | ●脱衣場及び洗い場の出入口の戸は、原則として、引き戸又は外開き戸で段差を設けない構造とする。 |
| 3 洗い場の床 | ●洗い場床面と脱衣場床面とに高低差を設けない。 |
| 4 浴槽と洗い場の関係 | ●据置式浴槽を設置する場合は、浴槽の縁及び移乗台までの高さは、40cm から 45cm 程度とする。 |
| 5 手すり | ●手すりは脱衣場、洗い場、浴槽に設ける。 |
| 6 床仕上げ | ●床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 |
| 7 水栓器具 | ●水栓器具は、操作しやすい位置に設け、レバー式等の操作しやすいものを設ける。 |

■ 誘導基準

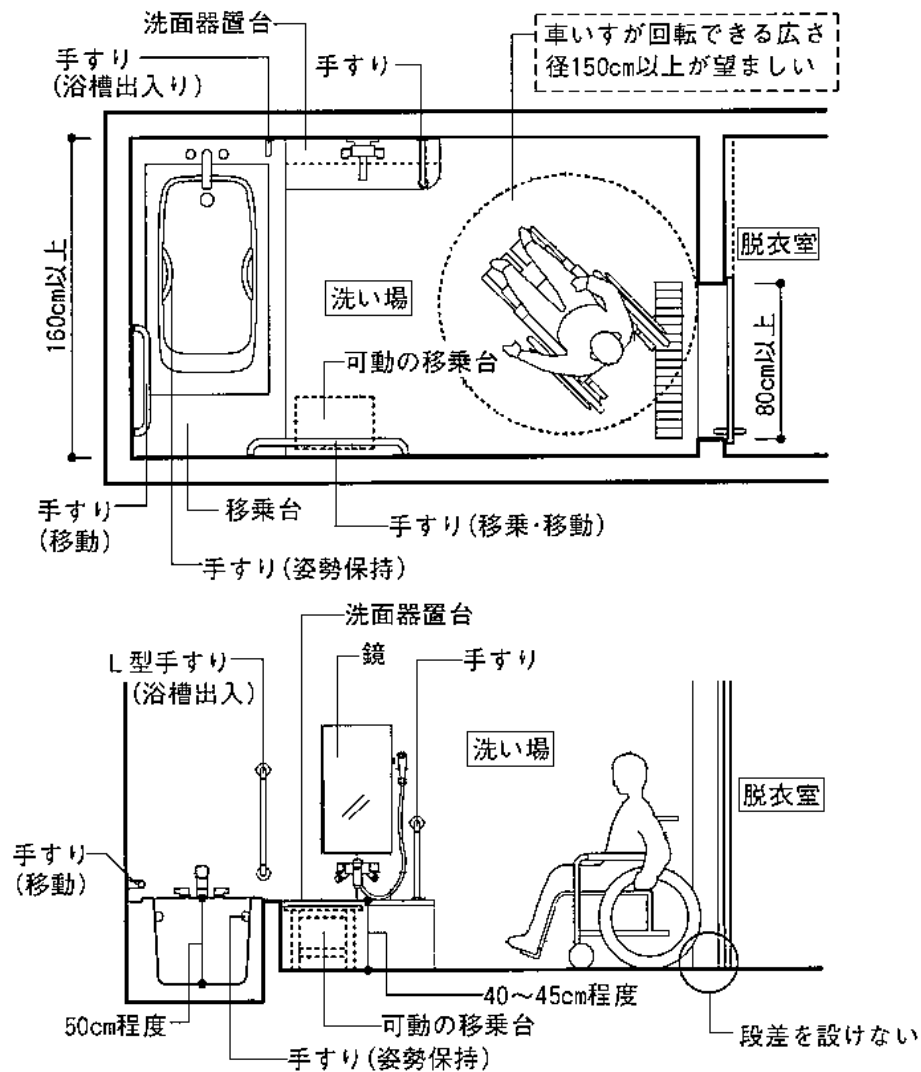
- | | |
|---------|--|
| 1 浴槽 | ○浴槽は和洋折衷浴槽とすることが望ましい。
○深さ 50cm 程度とすることが望ましい。
○まわりに 2 方向から介助できるスペースを設けることが望ましい。
○浴槽の床仕上げは、滑りにくく身体を傷つけないようにすることが望ましい。 |
| 2 洗い場の床 | ○洗い場床面は、浴室床面からほぼ車椅子の座面の高さまで上げることが望ましい。 |

- 3 水栓器具
 - 取付け位置は、座ったまま手が届くところが望ましい。
 - シャワーヘッドは、垂直に取付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けることが望ましい。
 - 混合水栓は、サーモスタット(自動温度調節器)の付いたワンハンド・レバー式を設けることが望ましい。
 - 冷温水などの区分は、点字の表示を行うことが望ましい。
- 4 移乗用の台
 - 車椅子から浴槽に乗り移るため、移乗用台(可動のものも可)を設けることが望ましい。
- 5 ベンチ等
 - 着替えの際には、ベンチ等の上に横になる必要のある場合もあるため、大型の脱衣ベンチを設置するようにすることが望ましい。
- 6 緊急通報ボタン
 - 洗い場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつけて、緊急通報装置を設置することが望ましい。

車椅子利用者が利用できる浴室の例(1)



車椅子使用者が利用できる浴室の例(2)



11 シャワー室

■ 基本的な考え方

障害者等の方々が安全で利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 老人福祉センター等
- スポーツ及びレクリエーション施設

■ 整備基準

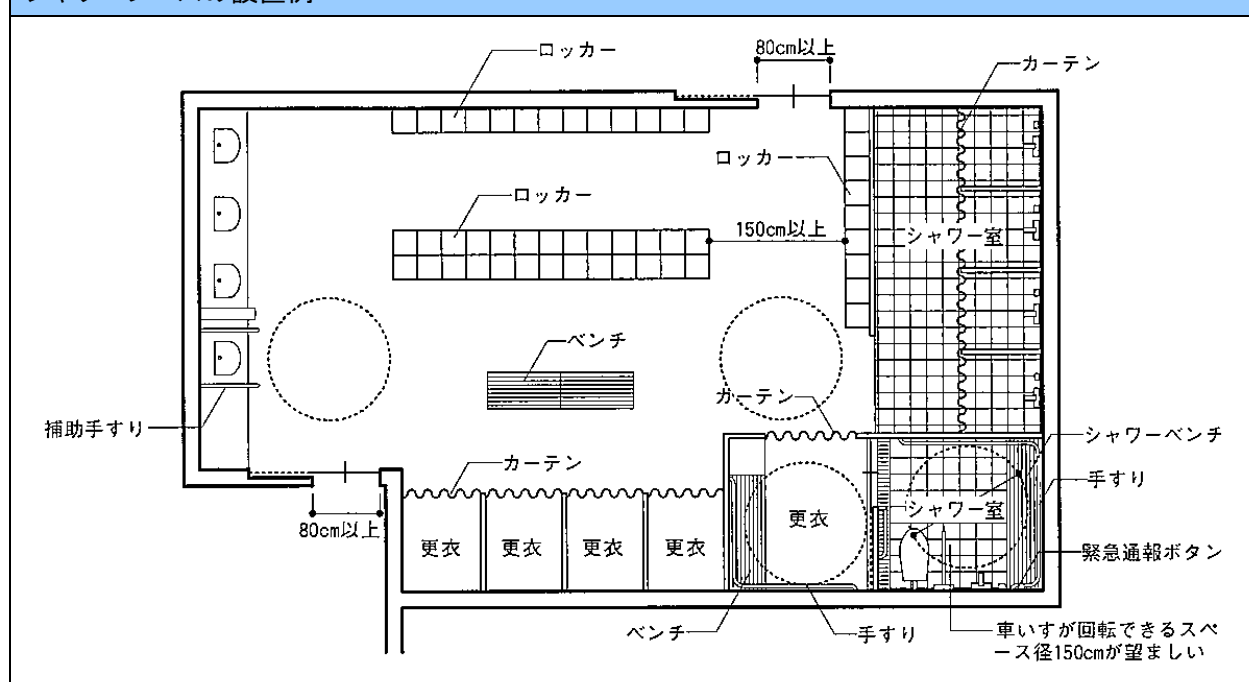
シャワー室を設ける場合は、1以上を次に掲げる基準に適合させること。

- | | |
|---------|---|
| 1 出入口 | ●脱衣場及びシャワーブースの出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。
●脱衣場の出入口の戸は、原則として引き戸又は開き戸とし、シャワーブースの出入
日の戸は、引き戸又はカーテンとする。 |
| 2 水栓器具 | ●水栓器具は、操作しやすい位置に設け、レバー式など操作しやすいものとする。 |
| 3 ブース内部 | ●シャワーブース内部には、周囲に手すりを設ける。
●床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 |
| 4 その他用具 | ●シャワー用車椅子、シャワーチェアその他のものを用意する。 |

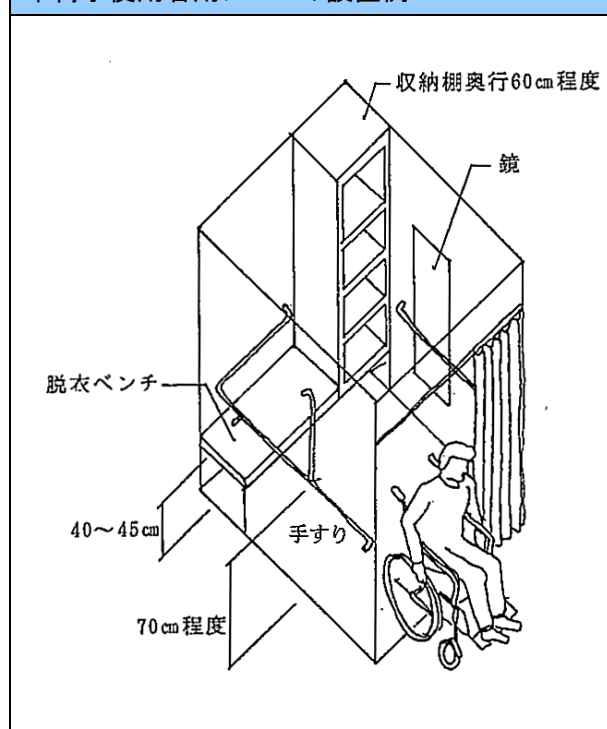
■ 誘導基準

- | | |
|--------|---|
| 1 設置 | ○車椅子使用者用のシャワーブース及び更衣ブースを設けることが望ましい。 |
| 2 水栓器具 | ○水栓器具には、冷温水の点字での表示を行うことが望ましい。 |
| 3 ブース内 | ○更衣ブース内部には、周囲に手すりを設けることが望ましい。
○ブース内には、車椅子が回転できるスペースがあることが望ましい。
○更衣室内には、高さ 40cm から 45cm 程度の位置に、更衣ベンチを設けることが望
ましい。
○シャワー室には、高さ 40cm から 45cm 程度の位置に腰掛台を設けることが望まし
い。
○シャワーヘッドは、昇降可能なものにすることが望ましい。 |
| 4 その他 | ○ロッカーは、大きめのものとし、車椅子でも使用できる高さ、下部スペースとする
ことが望ましい。 |

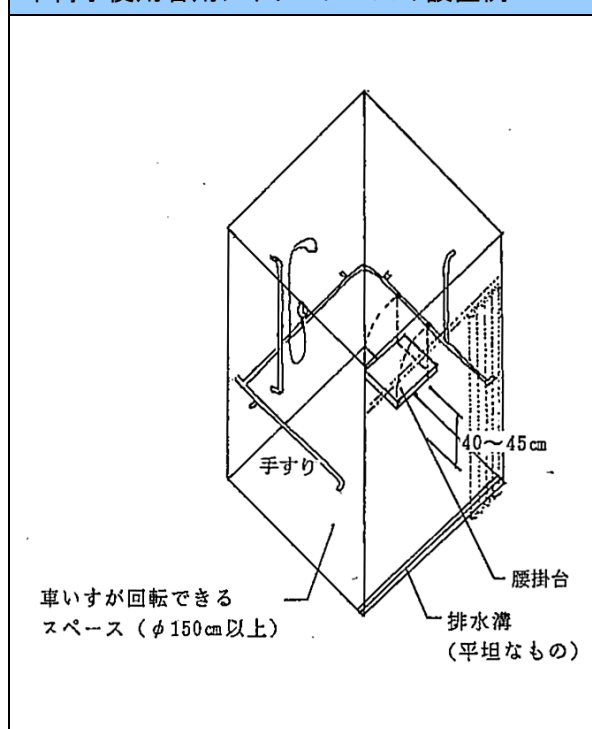
シャワールームの設置例



車椅子使用者用ブースの設置例



車椅子使用者用シャワールームの設置例



12 寝室・客室

■ 基本的な考え方

障害者等の方々が安全で利用しやすい家具や設備などを整備するよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 老人福祉センター等
- 宿泊施設で 100 以上の寝室又は客室を備えているもの

■ 整備基準

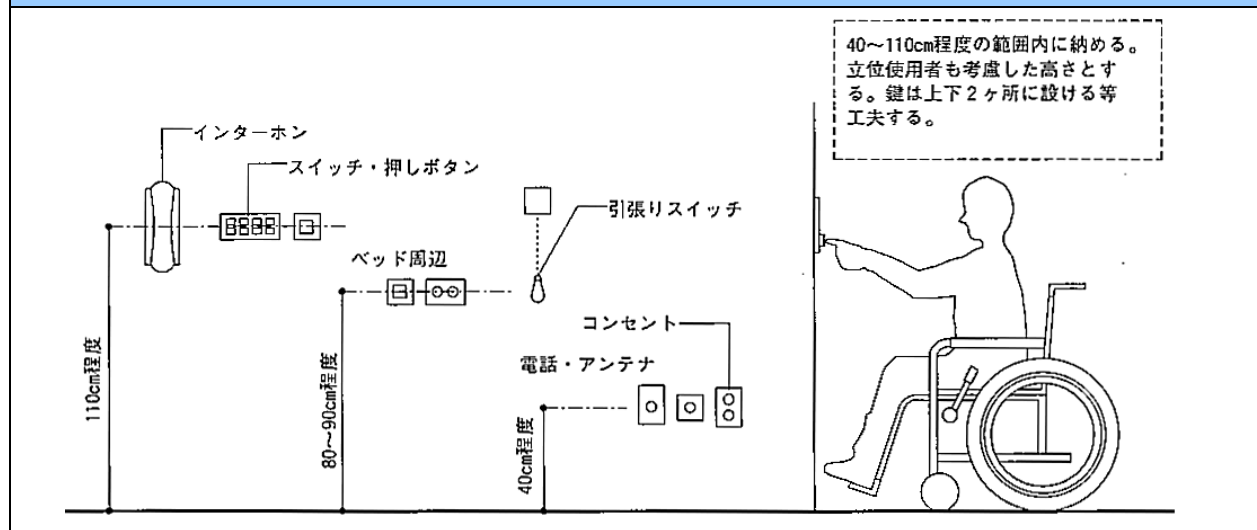
次に掲げる基準に適合する寝室又は客室を設けること。

- 1 寝室又は客室の数 ●寝室及び客室の総数に 1/50 を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とし、得た数が8を超える場合は8)以上設ける。
- 2 出入口 ●出入口は、「4 内部出入口」の整備基準を満たす構造とする。
- 3 床仕上げ ●床面は、滑りにくい材料で仕上げる。
- 4 便所 ●室内の便所は、「8 共同便所」の「車椅子使用者用便所」の整備基準を満たす構造とする。
- 5 洗面所 ●室内の洗面所は、「9 共同洗面所」の整備基準を満たす構造とする。
- 6 浴室 ●室内の浴室は、「10 共同浴室」の整備基準を満たす構造とする。
- 7 諸設備 ●非常呼出し設備を設ける。
●電話機、コンセント、スイッチ、収納棚その他の設備は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。
●光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせる装置を設ける。

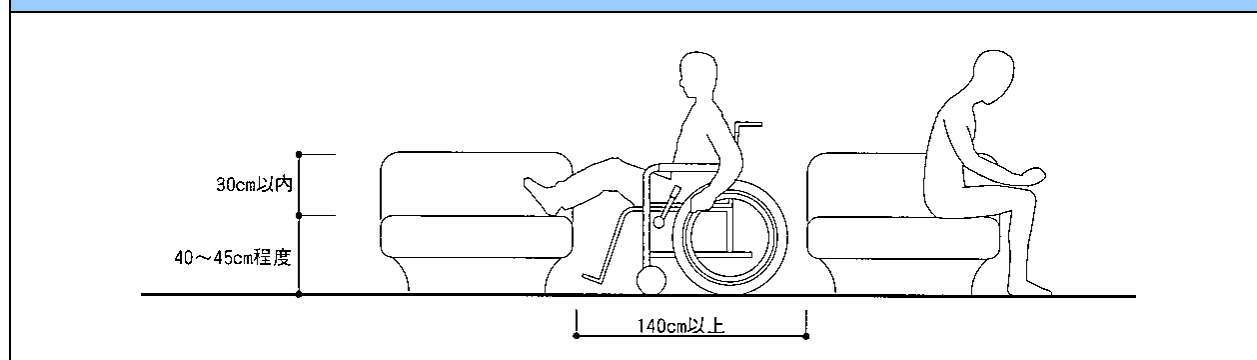
■ 誘導基準

- 1 ベッド ○ベッドは、車椅子の座面の高さ 40cm から 45cm 程度とすることが望ましい。
○ヘッドボードについては、高さは、マットレス上面より 30cm 以内とし、ベッド上で寄り掛かりやすい形状とすることが望ましい。
○ベッドの下に車椅子のフットレストが入るものとすることが望ましい。
- 2 床仕上げ ○毛足の長い絨毯はさけることが望ましい。
- 3 バリエーション ○浴室やベッドでは、障害によって右勝手、左勝手等の選択ができるよう、バリエーションを準備しておくことが望ましい。
- 4 浴室 ○水栓器具は、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作可能な高さとすることが望ましい。

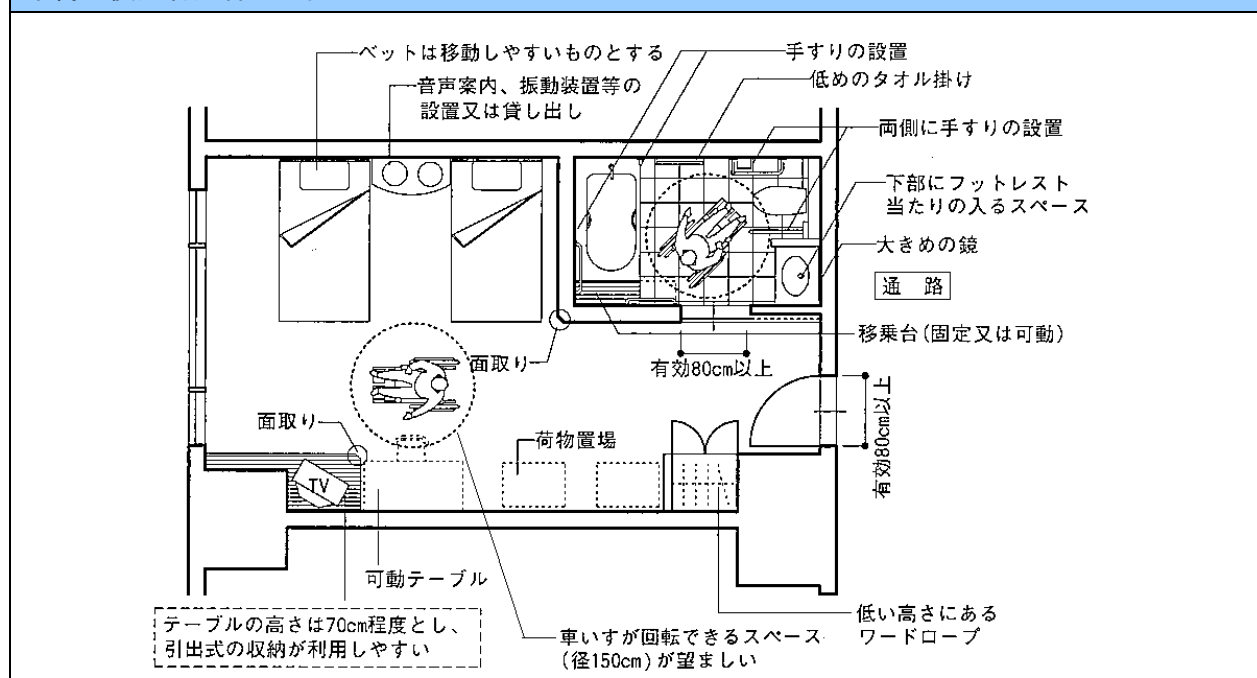
コンセント、スイッチなどの高さの例



ベッドの高さ



車椅子使用者用客室の例



13 改札口・レジ通路

■ 基本的な考え方

日常的に文化的な催しなどを楽しみ、自由にショッピングや飲食等を楽しめるよう、改札口やレジ通路の幅員や誘導に配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 文化施設、集会施設、劇場等
- スポーツ及びレクリエーション施設
- 物品販売業を営む店舗等、飲食施設、公衆浴場
- 駅舎等

■ 整備基準

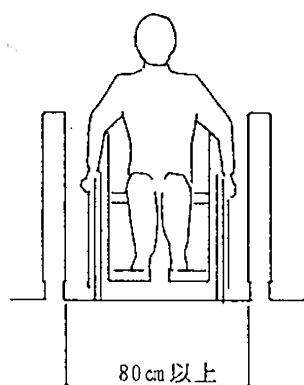
改札口及びレジ通路を設ける場合は、それぞれ1以上を次に掲げる基準に適合させること。

- | | |
|---------|--|
| 1 有効幅員 | ●車椅子が余裕をもって通れるよう、改札口及びレジ通路の幅は 80cm以上とする。 |
| 2 案内、誘導 | ●改札口の1以上は床面に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 |

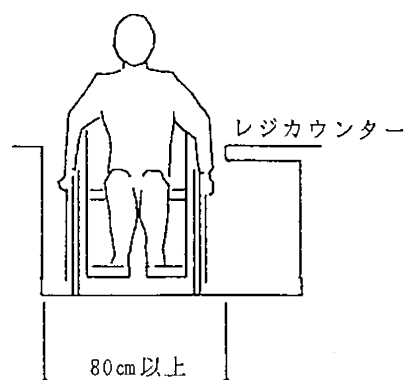
■ 誘導基準

- | | |
|------|------------------------------------|
| 1 誘導 | ○緊急時の放送設備の設置及び電光掲示板での案内をすることが望ましい。 |
|------|------------------------------------|

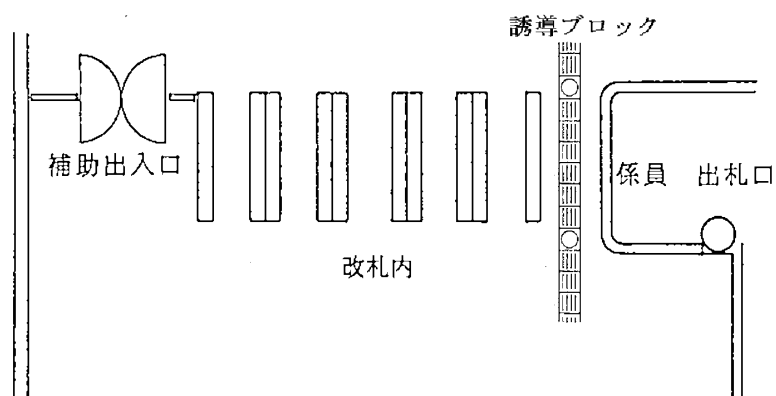
改札口の幅の例



レジ通路の幅の例



改札口の誘導ブロックの例



14 観覧席

■ 基本的な考え方

観劇や音楽鑑賞、スポーツ観戦など、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 集会施設
- 劇場等
- スポーツ及びレクリエーション施設

■ 整備基準

観覧席を設ける場合、次に掲げる基準に適合する車椅子使用者用観覧席を設けること。

- 1 車椅子使用者用観覧席の数 ●固定式の観覧席が600席までの客席には3席以上、600席を超えるものにはその総数に1/200(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を乗じて得た数以上設ける。
- 2 設置場所 ●出入口から段差なく到達できる位置に設ける。
- 3 スペース ●車椅子使用者区画1席当たりの幅は90cm以上とし、奥行きは140cm程度とする。
- 4 立ち上り ●車椅子使用者用観覧席の前面及び側面には、立ち上りを設ける。

※「客席」とは設けられる個別の座席ではなく、建築物における観覧席が並べられた室(空間)である。

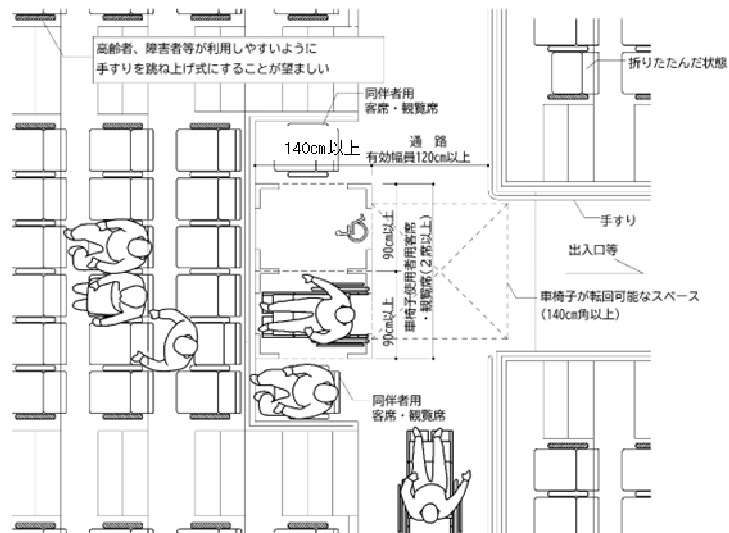
同一建築物に複数の客席を設ける場合は、各客席の観覧席に応じて必要な数以上の車椅子使用者用観覧席を各客席に設ける。

■ 誘導基準

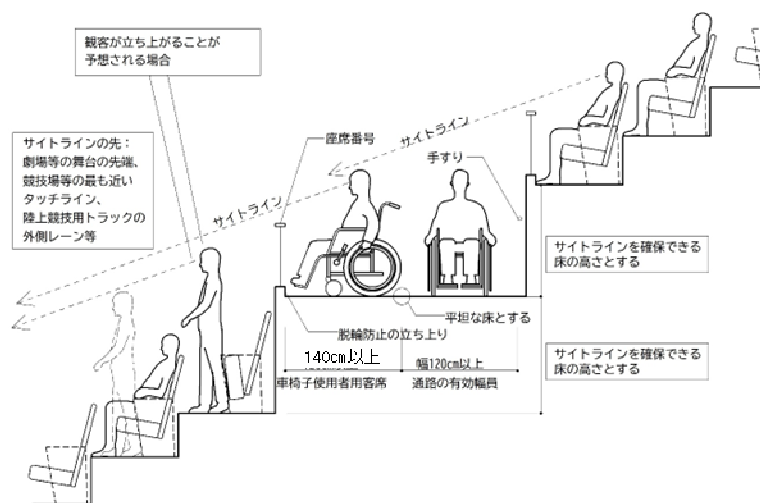
- 1 設置場所 ○出入口から容易に到達できると共に、避難し易く、舞台やスクリーンが見やすい位置に設け、できるだけ同伴者と共に利用できるように配慮することが望ましい。
- 2 スペース ○手すり、車椅子当たり、ストッパー等を設置することが望ましい。
○車椅子使用者が転回可能なスペースを設けることが望ましい。
○平坦であることが望ましい。
○車椅子使用者区画には、介護者用の座席を設けることが望ましい。
- 3 聴覚障害者用
集団補聴装置 ○磁気ループ、FM受信装置等を設置することが望ましい。
- 4 座席仕様 ○通路側の肘掛椅子は、障害者及び高齢者が使用しやすいよう、跳ね上げ式とすることが望ましい。
○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置に十分配慮することが望ましい。

車椅子使用者用観覧席の例

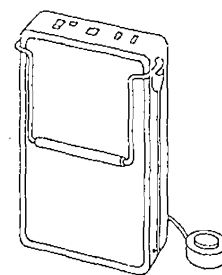
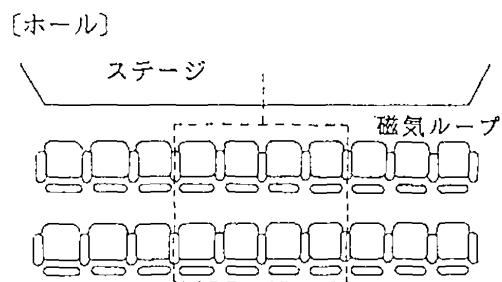
<車椅子使用者用客席と通路の例>



<サイトラインの例>



聴覚障害者用集団補聴装置



F M補聴装置

15 カウンター・記載台

■ 基本的な考え方

カウンター及び記載台を設ける場合は、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

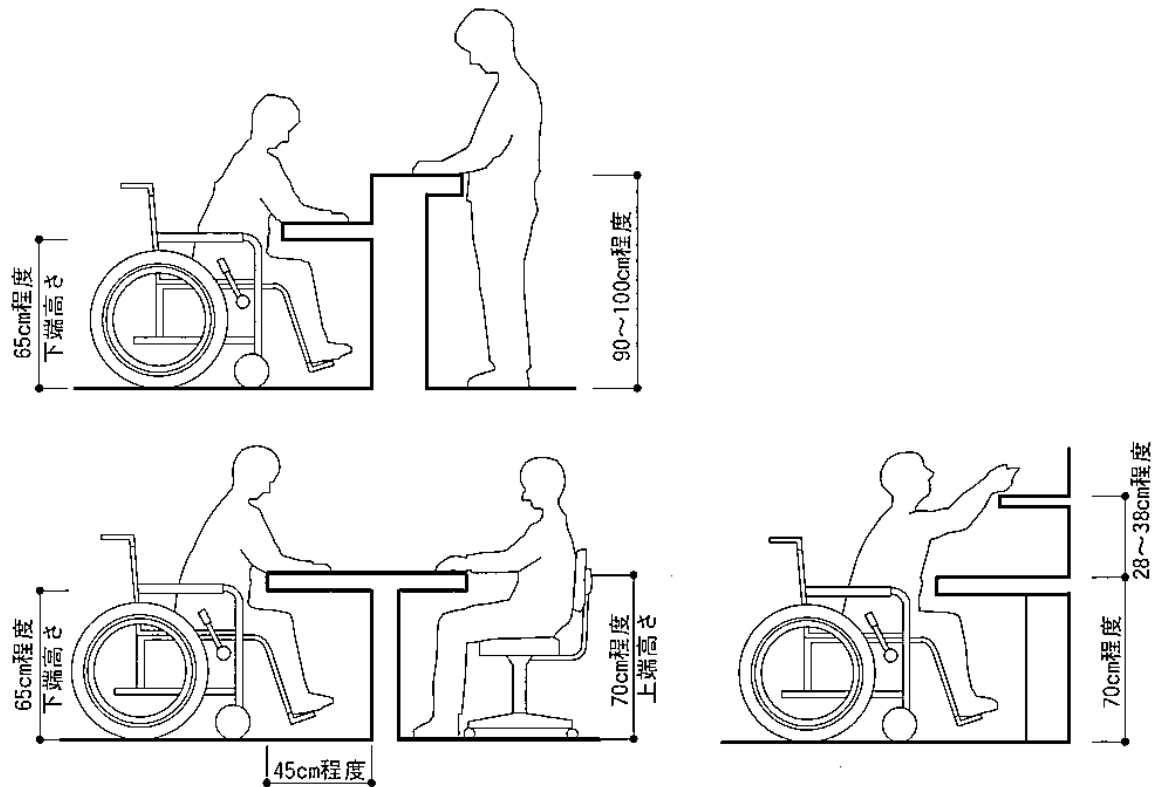
次に掲げる基準に適合するよう努めること。

- 1 高さ ●高さは、70cm程度とする。
- 2 下部スペース ●下部に車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。

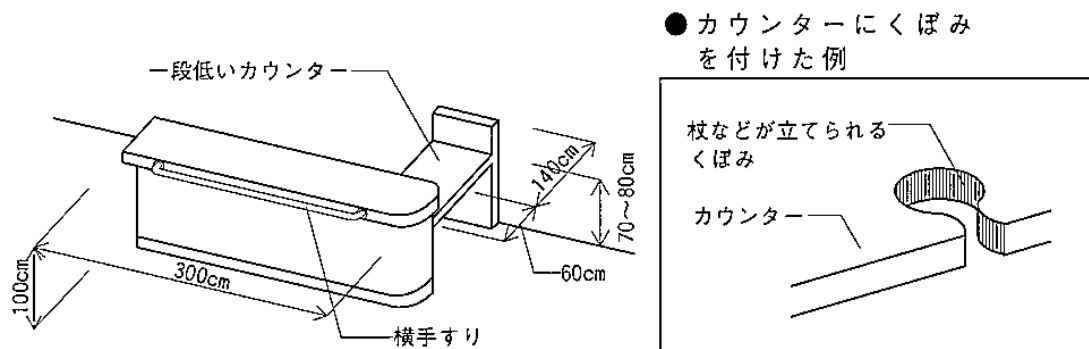
■ 誘導基準

- 1 カウンター ○立位のカウンターには、身体を支えるよう台を固定するとともに、手すりを設けることが望ましい。
○カウンター等には、杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けることが望ましい。
- 2 呼出し装置 ○音声及び文字電光掲示板を設けることが望ましい。
- 3 照明 ○机上の照度を十分に確保することが望ましい。ただし、障害によっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点滅操作ができる手元照明がより望ましい。なお、スポットライトは避ける。

カウンター及び記載台の例



カウンター及び記載台の例



16 自動販売機・水飲み器

■ 基本的な考え方

自動販売機及び水飲み器を設ける場合は、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

次に掲げる基準に適合するよう努めること。

- | | |
|---------|---|
| 1 自動販売機 | ●コイン投入口及び取出口の高さが45cmから125cm程度までの位置にあるものを選定する。 |
| | ●下部に車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。 |
| 2 水飲み器 | ●飲み口の高さは、80cm程度とする。 |
| | ●下部に車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。 |

■ 誘導基準

- | | |
|---------|---|
| 1 自動販売機 | ○周囲には、段差及び障害物がないことが望ましい。 |
| 2 水飲み器 | ○水栓器具は万能水栓とすることが望ましい。これが困難な場合は、手動式と併設することが望ましい。 |
| | ○周囲には、段差及び障害物がないことが望ましい。 |
| | ○杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設けることが望ましい。 |

17 公衆電話台

■ 基本的な考え方

公衆電話台を設ける場合は、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

次に掲げる基準に適合するものとし、かつ、障害者及び高齢者等が円滑に利用できる電話機を設置するよう努めること。

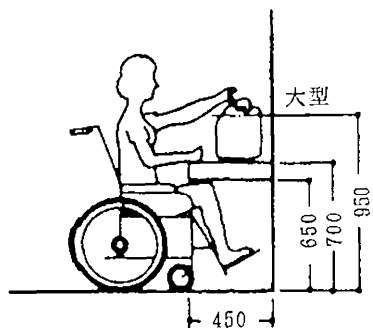
- 1 高さ ●電話台の高さは、70cm程度とする。
- 2 下部スペース ●電話台の下部に車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。

■ 誘導基準

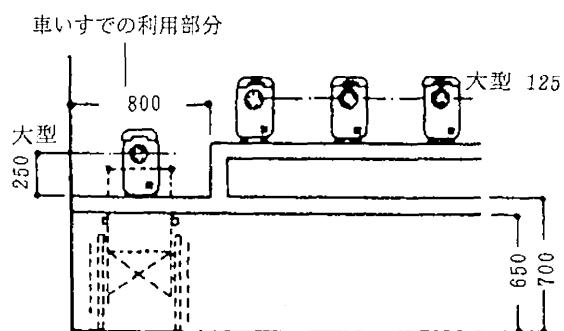
- 1 周囲 ○ボックスを設ける場合は、歩道面との段差及びその他の障害がないようにすることが望ましい。
 ○電話台の周囲には、身体を支える手すり又は壁面を設けることが望ましい。
- 2 標示 ○見やすい位置に配慮した旨を表示することが望ましい。
 ○金銭投入口等に点字による表示を行うことが望ましい。
- 3 電話機 ○電話機は次のものを設置することが望ましい。
 - (a)言語障害者用ファクシミリ
 - (b)プッシュホン式電話
 - (c)視覚障害者用ダイヤル
 - (d)音量増幅装置付き電話
 - (e)上肢の巧緻障害者用のプッシュホン式電話

電話台の例

車いすでの利用部分断面



正面



18 案内板

■ 基本的な考え方

案内板は、主要な出入口の付近に設け、施設の利用や移動に関する情報を適切に伝え、緊急時にも適切な通報や誘導が行われるよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

主要な外部出入口の付近に、次に掲げる基準に適合する案内板を設けるよう努めること。

- 1 案内板の仕様等 ●文字や記号は、大きく、太く、地板の色とコントラストをつけ、わかりやすいものとする。

●点字による表示を併用する。

●車椅子で利用できる便所がある場合は、その位置を表示する。

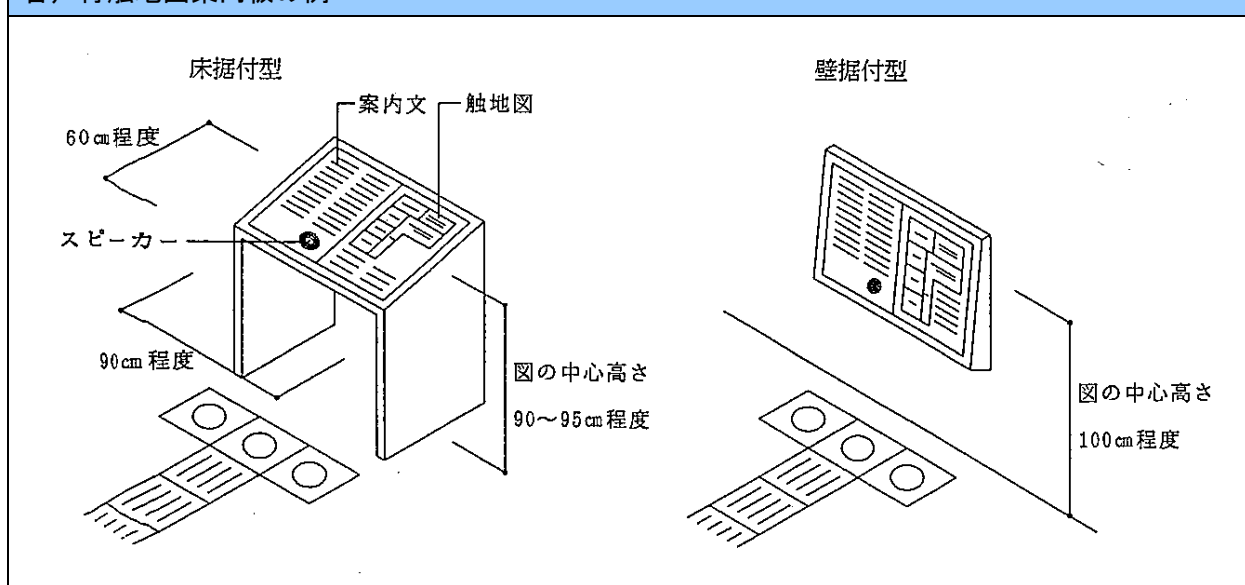
■ 誘導基準

- 1 案内板の仕様等 ○照明は逆光、反射によって見えにくくならないようにすることが望ましい。

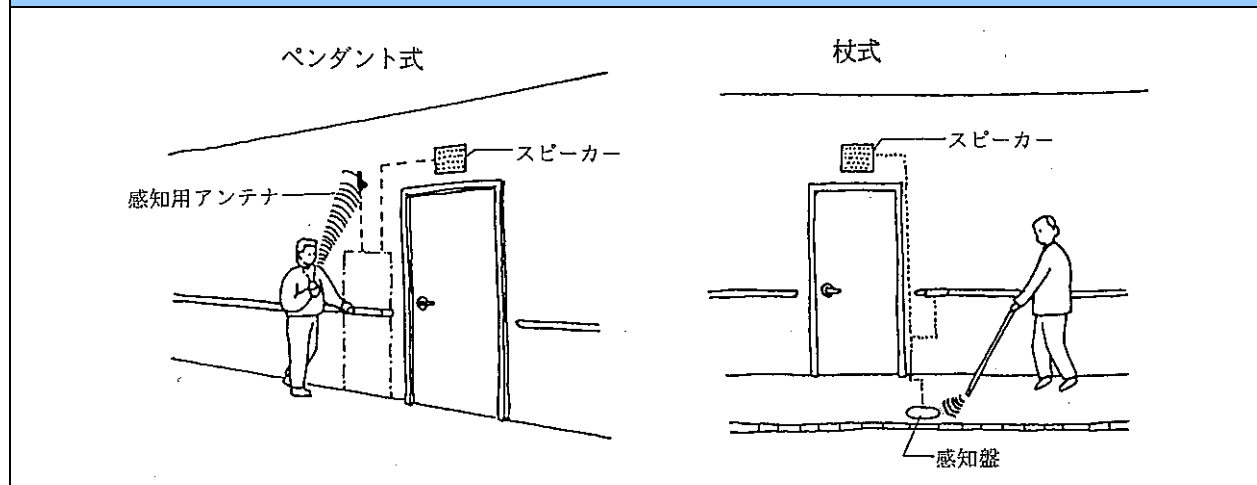
○音声、放送による誘導、文字による表示がされていることが望ましい。

- 2 非常警報装置 ○誘導音及び点滅装置を設置することが望ましい。

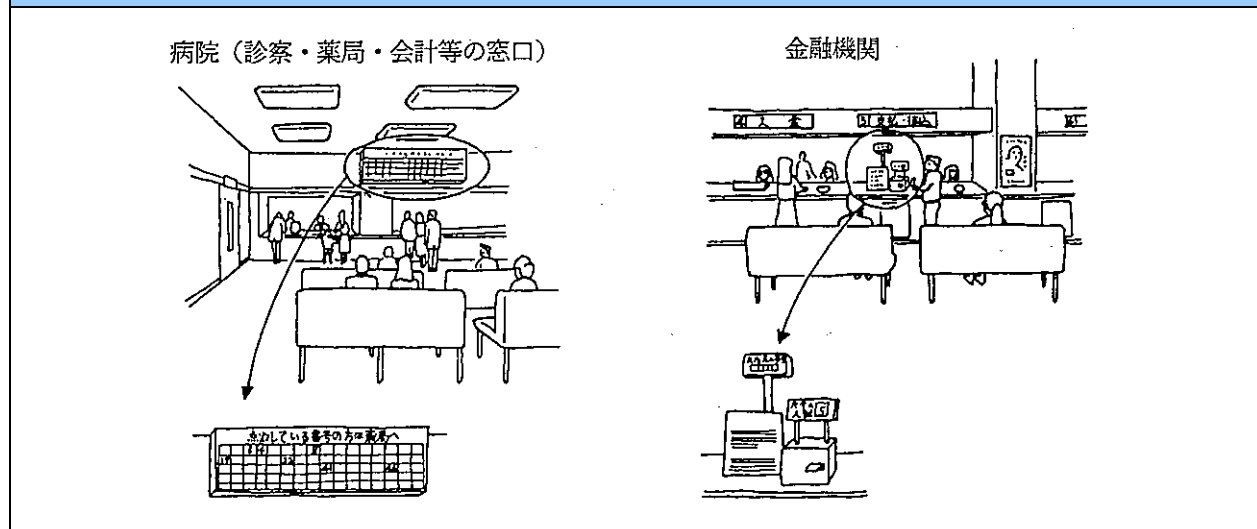
音声付触地図案内板の例



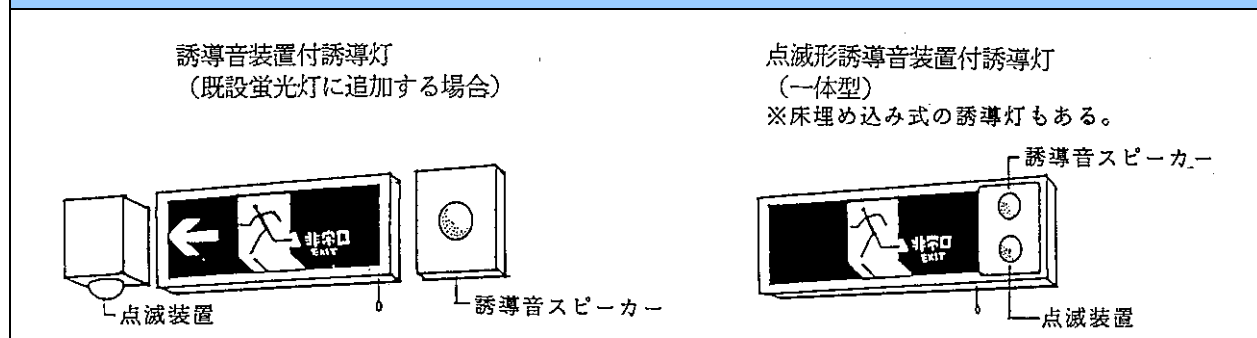
音声誘導装置の例



電光表示による案内の例



非常警報装置の例



19 呼出し設備

■ 基本的な考え方

呼出し設備は、主要な出入口付近に設け、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

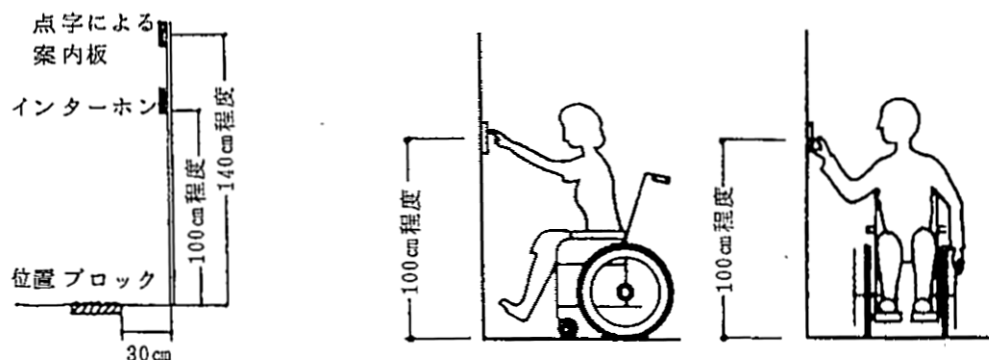
主要な外部出入口に、次に掲げる基準に適合する呼出し設備を設けるよう努めること。ただし、案内者が常駐する場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合については、この限りでない。

- 1 呼出し設備
 - ボタンの高さは、100cm程度とする。
 - 視覚障害者のために、点字の使用説明を設ける。

■ 誘導基準

- 1 呼出し設備等
 - インターホン等の呼出し設備は、玄関に常時案内者がいる場合を除き、玄関の外部の雨のかからない位置に次の基準を満たして設置することが望ましい。
 - (a)点字の使用説明を設けられた呼出し設備には、建物の略平面が浮かび上がった案内板を設ける。
 - (b)案内板を取りつけた壁面から 30cm離れた位置には、注意喚起用床材を敷設する。

呼出し設備の例



20 休憩場所

■ 基本的な考え方

廊下や階段の付近には、障害者等の方々が気軽に休息できる休憩場所を設けるよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 共同住宅及び寄宿舍を除く施設

■ 整備基準

- 利用者に配慮した休憩スペースを有効に確保するよう努めること。

■ 誘導基準

○ 休憩場所は次のとおりとすることが望ましい。

- (a) 長い廊下や階段、スロープ及び広いホール等において利用状況に応じて、移動、利用を妨げない位置でベンチ等を設けた休憩施設とする。
- (b) 利用状況によっては、通信や案内等の施設と組み合わせた休憩施設とする。
- (c) 休憩スペースを適切な位置に設けることが望ましい。

